

ふるさと秦野生活美観計画

生活美観ガイドライン



①景観形成方針・基準編



H A D A N O

はじめに

1. ふるさと秦野生活美観計画とは

- 私たちのふるさと秦野の景観は、表丹沢の山並みや渋沢丘陵などを背景とし、県内唯一の盆地という地形構造を基礎として、眺望景観や水辺景観など豊かな自然の恵みを受けながら、人々の暮らしの営みの積み重ねにより育まれてきたものです。
- この秦野の景観を守り、育て、創り、次の世代へ伝えていくため、市民との協働のもとに平成15年3月に策定した「秦野市景観形成基本計画」の考え方に基づき、景観法に定められた景観計画に該当する法定計画として「ふるさと秦野生活美観計画」（以下「生活美観計画」という。）を定めました。
- 「生活美観計画」は、「景観まちづくり条例」とともに策定し、本市の景観まちづくりに必要な考え方や制度を定めるものです。

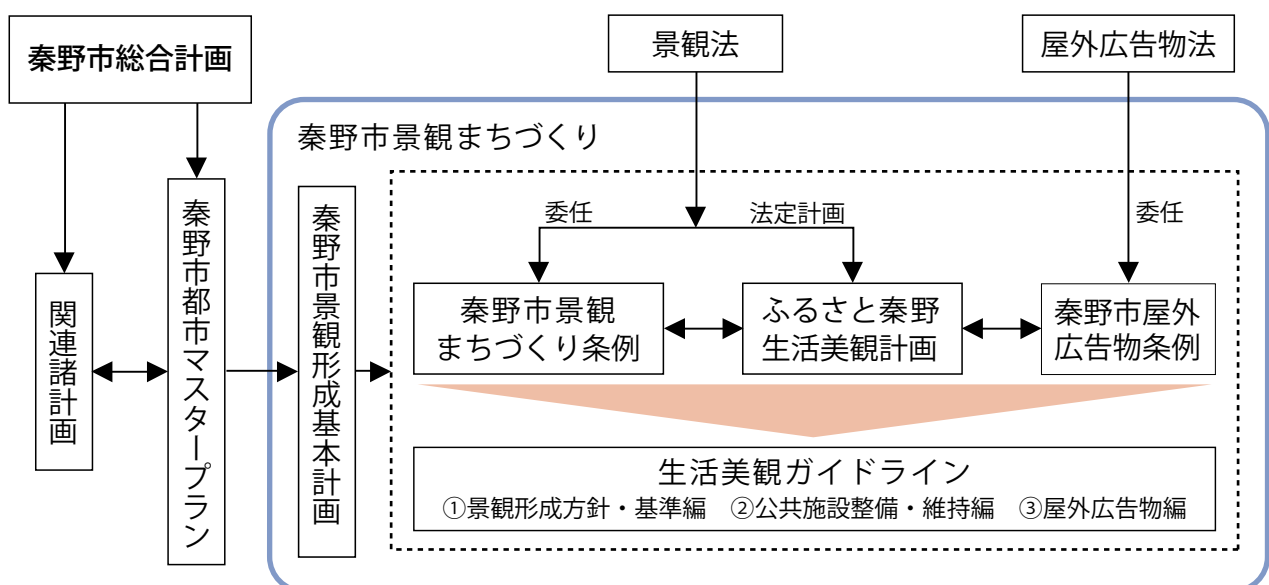
2. 生活美観ガイドライン（景観形成方針・基準の手引き）とは

- 「生活美観計画」では、本市における建築物の建築等の行為を通じ、生活美観※1を創出していくための景観形成方針・基準を定めており、一定規模以上の建築物等の行為を行う際には、方針や基準に沿った計画となるよう、事前の協議や、行為の届出等を行うことが義務づけられます。
- このような協議等を行うのは、規制をかけることが目的ではなく、市民・事業者・行政による協議を大切にし、お互いの考えを理解し合い、共有することによって、協働による“より良い景観まちづくり”を目指すことにあります。
- 本書では「生活美観計画」に示している方針・基準の考え方や具体的な配慮の方法について、市民・事業者の方により深くご理解いただくため、これらの解説を中心として構成しています。

※1 生活美観

- ・日々の生活の中で、市民一人ひとりが身近なところから生活の仕方を改善したり、景観に配慮することによって、より美しい生活環境・景観を実現していこうとする考え方、そしてそれにより創られる景観の姿を本市では生活美観と呼ぶこととしています。
- ・この考え方は市民の声として生まれ、平成15年3月に策定した「景観形成基本計画」の検討の過程で、「生活美観」と名付けられました。

3. 計画及び本書の位置づけ



4. 本書の構成

生活美観計画（景観法に基づく景観計画）

趣旨	
第1章 区域	
第2章 良好な景観形成に係る方針	
第3章 良好な景観形成に係る行為の制限に関する事項	
第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	
第6章 景観重要公共施設の整備等に係る方針	
第7章 推進方策	

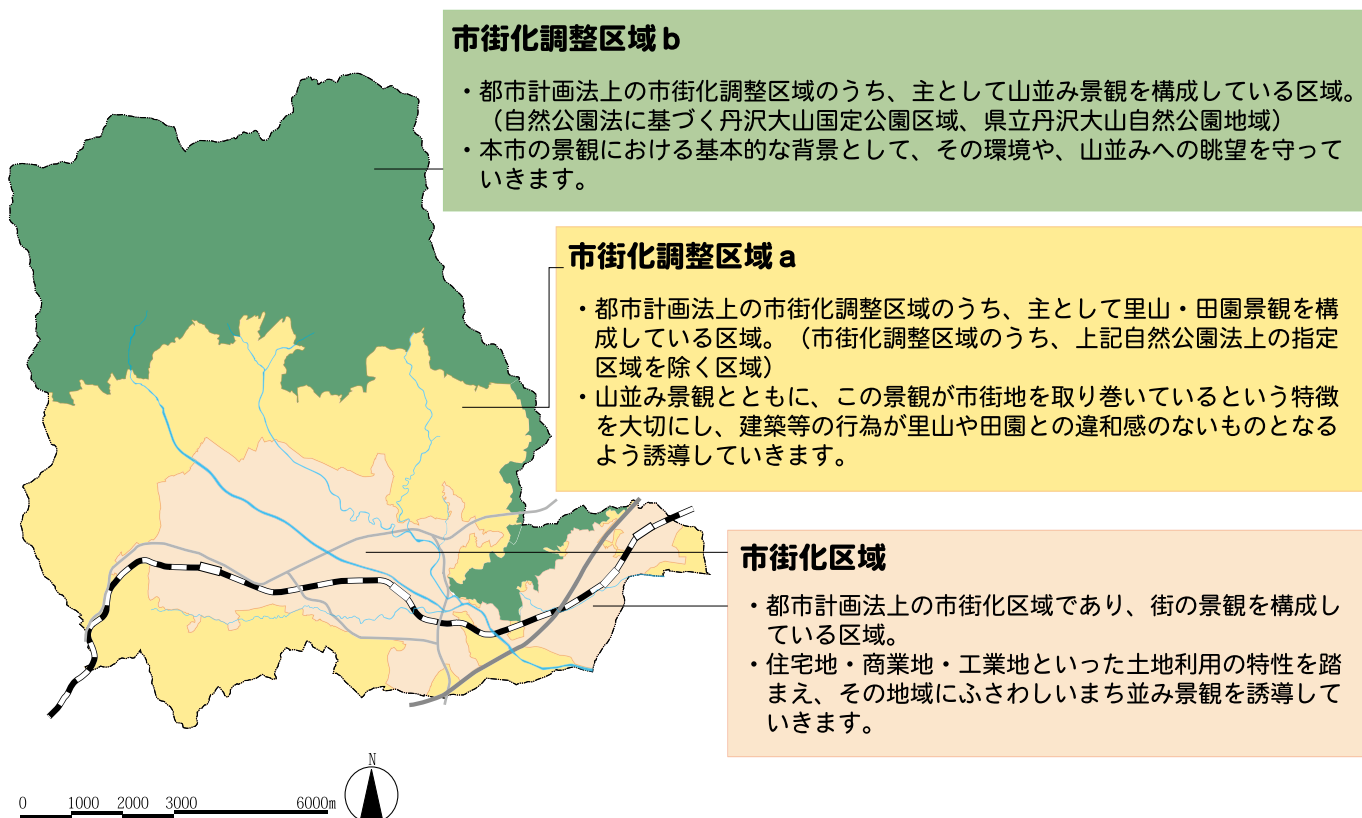
生活美観ガイドライン		掲載頁
使い方編	1. 方針編・基準編の使い方について	3
	2. 手続きの流れ	3
	3. 届出の対象となる行為	4
方針編	1. 方針の構成	6
	2. 建築物等による生活美観の創出に関する方針	7
	3. 類型毎の方針と配慮事項	8
基準編	1. 基準の構成	16
	2. 共通基準	16
	3. 行為・要素別基準	17

5. 生活美観計画の対象区域

生活美観計画は市域全域を対象としています。

●土地利用と景観特性の概要

本市の市域は、大きくは都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域に分けられ、市街化調整区域には、自然公園法に基づく区域が含まれています。これらは本市の地形や土地利用の構造と強く結びつき、その特徴をよく表すものとなっており、秦野で景観まちづくりを進めていく上での重要な手がかりと考えています。



I. 生活美観ガイドラインの使い方

1. 方針編・基準編の使い方について

●建築等の行為を通じた生活美観の創出の考え方を示しています。

「生活美観計画」に定める景観形成方針・基準は、建築等の行為についての生活美観のあり方について、考え方を示すものです。生活美観ガイドラインの「方針編」、「基準編」はこれらの方針・基準について、具体的な生活美観創出の方法などについての解説書として作成しています。

●方針・基準に沿って生活美観創出協議・景観法に基づく届出手続きを行います。

次頁に示す一定規模以上の行為については、秦野市景観まちづくり条例に基づく事前協議（生活美観創出協議）、景観法に基づく届出の対象となりますが、その際、方針が協議事項、基準が審査事項となります。

●本書の方針編・基準編を参照して計画・設計を検討してください。

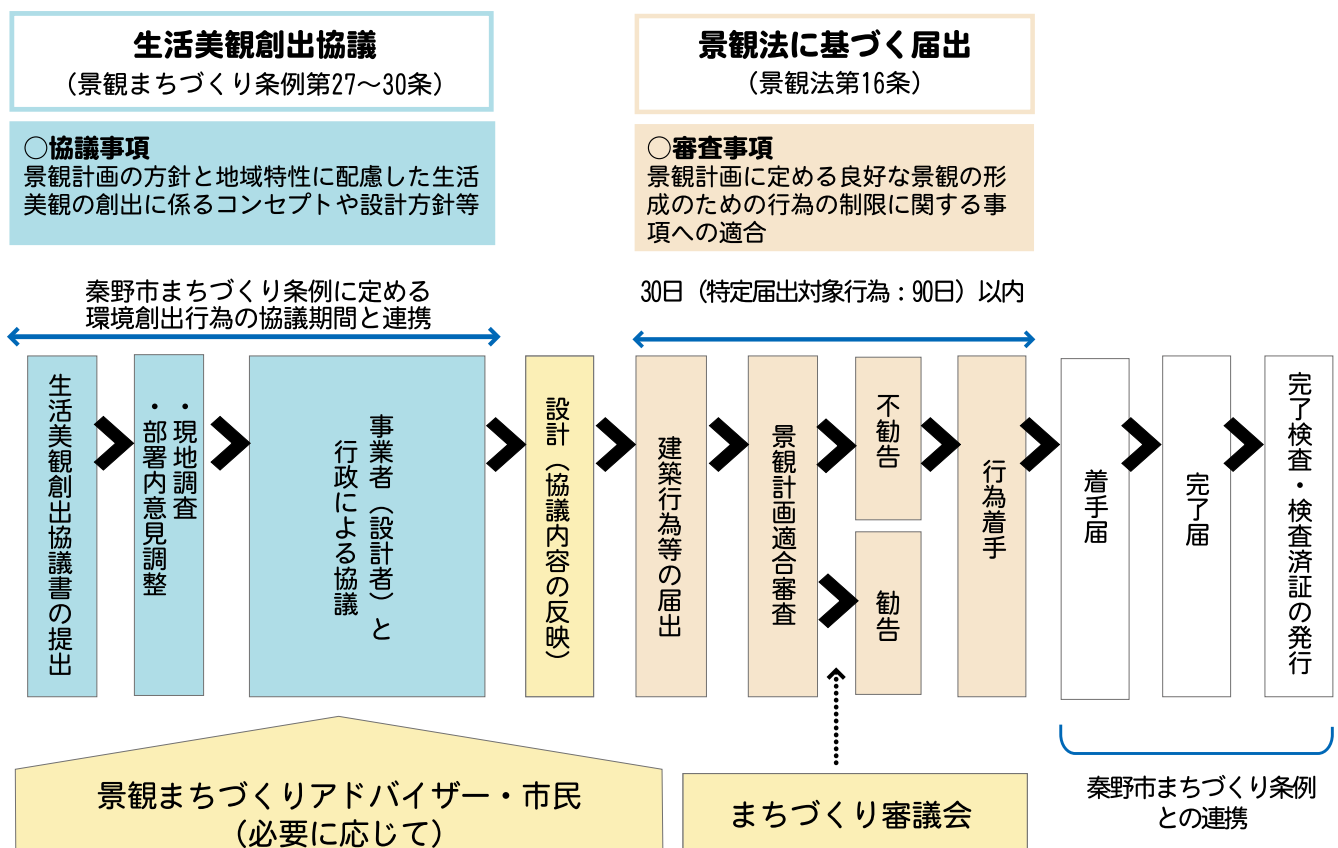
建築等の行為を行う際は、本書の方針編・基準編を参照し、これらを十分に反映した計画・設計としてください。

●できるだけ早い段階でご相談ください。

特に生活美観創出協議では方針編に示す部分が協議事項となりますが、この協議は、それぞれの行為における個別の条件などに応じ、事業者・市民・行政が協働で考えることでより適切な方法を選び出していくことがねらいです。

関係者相互が納得のいく充実した協議とするためにも、計画のできるだけ早い段階で秦野市の景観まちづくり担当課にご相談ください。

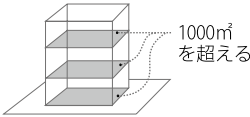
2. 手続きの流れ



3. 届出の対象となる行為

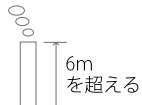
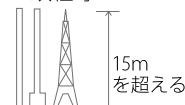
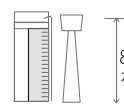
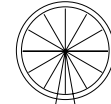
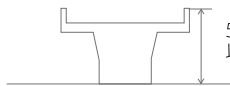
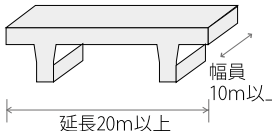
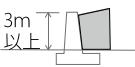
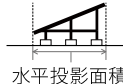
●建築物

次のいずれかにおける新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

①周囲の地面と接する最も低い位置からの高さ (建築基準法における「最高高さ」とは基点が異なります)	■商業地域 工業専用地域	15m	○商業地域 ○工業専用地域 ○左図以外の地域
	■その他の地域	10m	
②延べ面積が、1,000㎡を超える建築物			

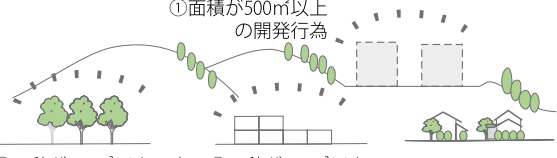
●工作物

次のいずれかにおける新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

①高さが6 mを超える煙突	○煙突	○RC柱・木柱・鉄柱等	○装飾塔・記念塔・モニュメント等
②高さが15mを超えるRC柱・木柱・鉄柱等			
③高さが4 mを超える装飾塔・記念塔・モニュメント等	○高架水槽・サイロ・物見塔等 ○回転運動をする遊戯施設		
④高さが8 mを超える高架水槽・サイロ・物見塔等			
⑤乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの			
⑥ウォーターシュート・コースター等の高架の遊戯施設又はメリーゴーランド・観覧車等の回転運動をする遊戯施設			
⑦高さが5 mを超える高架道路	○高架道路	○橋梁	
⑧幅員10m以上又は延長20m以上の橋梁等			
⑨高さが3 m以上の法面又は擁壁	○擁壁 		
⑩設置面積が500㎡以上の太陽光発電設備	○太陽光発電設備 		

●その他

次のいずれかに該当するもの

①面積が500㎡以上の開発行為 (都市計画法上の開発行為)	
②面積が500㎡以上の土地の屋外における物品の集積又は貯蔵 (道路その他の公共空間から望見されるもの)	
③面積が500㎡以上の土地における環境創出行為に伴う木竹の植栽又は伐採	

※「環境創出行為」とは、秦野市まちづくり条例で従来の開発行為や建築行為などを総称して定義しています。

※「色彩の変更」とは、行為時点における現状の色彩と色相・明度・彩度のいずれかを変更する場合を含みます。(退色した色彩を従前の色彩に戻す場合も対象です。)

●特定届出対象行為

行為を行おうとする区域の面積が500㎡以上の届出対象行為のうち、次に掲げるもの
 〈秦野市まちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）第3条第1項第2号に定める特定環境創出行為〉

□計画戸数が100戸以上又は延べ面積が5,000㎡以上の建築物のうち右記のもの	①高さ31m以上のもの （商業地域、工業専用地域） ②高さ20m以上のもの （①以外の地域） ③大規模建築物（住居系地域にある建築物で延べ面積が1,000㎡以上のもの、一部が住居系地域内にあるものを含む） 又は特定用途建築物（ホテル、パチンコ屋、カラオケボックス等）
□土地の利用目的の変更のうち右記のもの	①墓地墓園用地又は廃棄物処理施設用地の場合は、環境創出区域の面積が市街化区域で10,000㎡以上、市街化調整区域で3,000㎡以上のもの ②土石採取用地又は発生土処分場用地の場合は、環境創出区域の面積が10,000㎡以上のもの
□上記以外のもので、環境創出区域の面積が市街化区域で10,000㎡以上、市街化調整区域で3,000㎡以上のもののうち右記のもの	①公共施設整備が必要なもの ②環境創出区域内における切土量及び盛土量の合計が、市街化区域で5,000㎡以上、市街化調整区域で1,500㎡以上のもの ③延べ面積が5,000㎡以上の中高層建築物、大規模建築物又は特定用途建築物

●協議書の提出時期

□特定環境創出行為に該当するもの	特定環境創出行為計画書（まちづくり条例第25条第1項）の提出の日まで
□環境創出行為に該当するもの	環境創出行為事前協議書（まちづくり条例第16条第1項第2号）の提出の日まで
□上記以外	景観法に基づく届出（景観法第16条第1項）又は認定申請（景観法第63条第1項）の30日前まで

●生活美観創出行為の際に必要な書類

□通常の届出書類	・位置図（建築物又は工作物の敷地の位置を表示する図面） ・案内図（当該敷地の周辺の状況を表示する図面） ・配置図又は土地利用計画図 ・建物平面図 ・立面図（建築物又は工作物の彩色が施された2面以上のもの） ・造成計画平面図又は造成計画断面図（土地の造成が伴う場合のみ） ・現況写真（当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真）
□特定届出対象行為及び市長が必要と認めるもの	・必要に応じ、シミュレーション図等の提出

1. 方針の構成

●基本理念・基本目標

秦野市景観形成基本計画を継承するものとして、秦野市の都市像である「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」を目指し、秦野らしい景観を守り、育て、創っていくための基本理念とその基本理念に基づき、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進するための基本目標を定めています。

基本理念	① 景観の視点からのまちづくり”景観まちづくり” ② 長期的な視点に基づく地域の個性を生かす景観まちづくり ③ 身近な生活から始める協働による景観まちづくり
基本目標	① 自然豊かな表丹沢の山並み、みどり、水辺を生かす ② 秦野の風土が培ってきた歴史・文化を暮らしの中に生かす ③ 周辺環境に配慮する ④ 市民一人ひとりが主体となって進める

●目指すべき景観まちづくりの基本方針

私たち秦野市民にとっての景観像の実現のための方針として①を、また「景観まちづくり条例」に位置づける秦野らしい景観の保全・育成のための取り組み方針として②を位置づけます。

- ① 愛着と誇りを持てる「ふるさと秦野」を目指す景観まちづくりを推進する。
- ② 本市固有の景観を支える自然環境やそれらへの眺望景観、秦野の風土が培ってきた歴史・文化を伝える地域の景観資源を生かした景観まちづくりを推進する。

●景観特性を生かした景観まちづくりに関する方針

秦野市景観形成基本計画で掲げる景観の類型毎の方針を、この生活美観計画でも継承します。

山並み景観	表丹沢の山並みや盆地の特性を生かす
里山・田園景観	里山・田園を守り育てる
水辺景観	うるおいのある水辺空間を形成する
歴史・文化の景観	培われた歴史・文化を伝え、生かす
街の景観	街の特徴を生かし、周辺環境との調和を図る

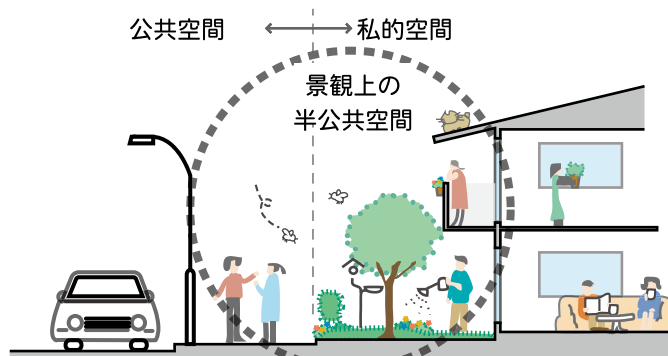
2. 建築物等による生活美観の創出に関する方針

●建築物等による生活美観の創出に関する方針

建築物等が配慮すべき
周辺との関係性

- ①外部の公的空間や周辺との関係性に配慮した計画・設計とする。
- ②景観特性にふさわしい生活美観の創出に配慮した計画・設計とする。
(8～15ページ、類型毎の方針と配慮事項参照)

◎あなたのお庭や建物も、秦野の景観の大切な構成要素です！

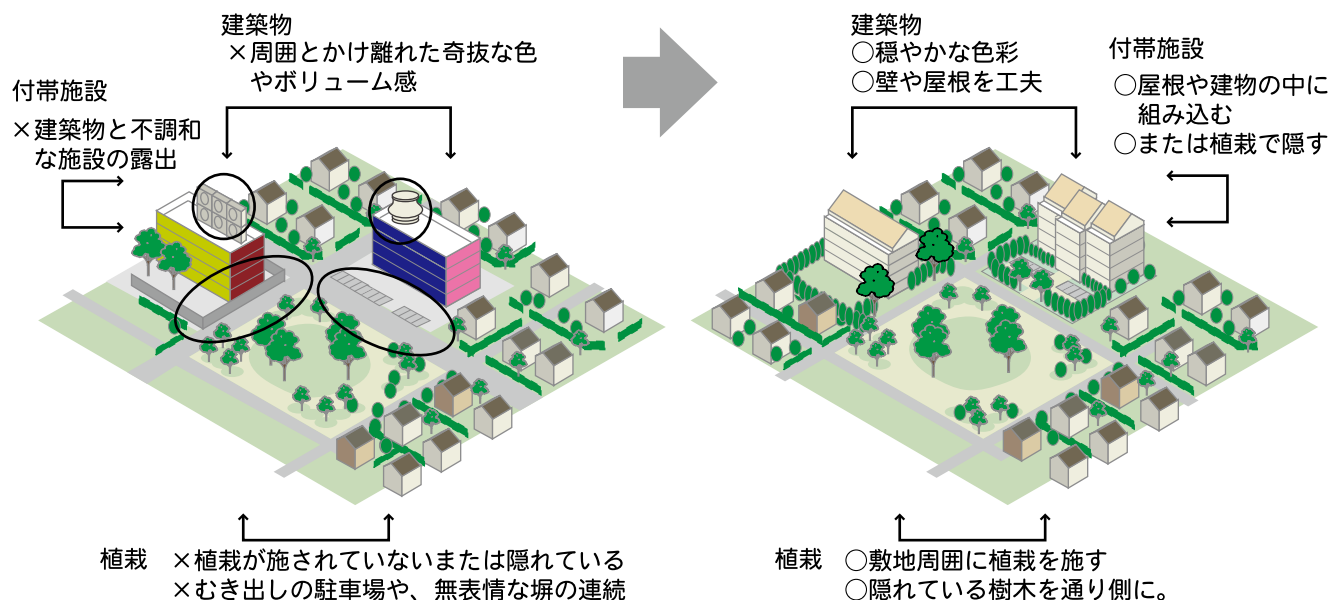


道路や、公園などと接する、または見える部分は、「半公共空間」として、積極的に生活美観を創出していきましょう。

建築物等が配慮すべき
個別要素

- ①建築物等の形態意匠は景観上の影響の緩和を工夫する。
- ②積極的に植栽を施す。
- ③付帯施設が建築物等と調和するよう一体的にデザインする。

◎建物、敷地、その他の施設それぞれの要素の基本です。

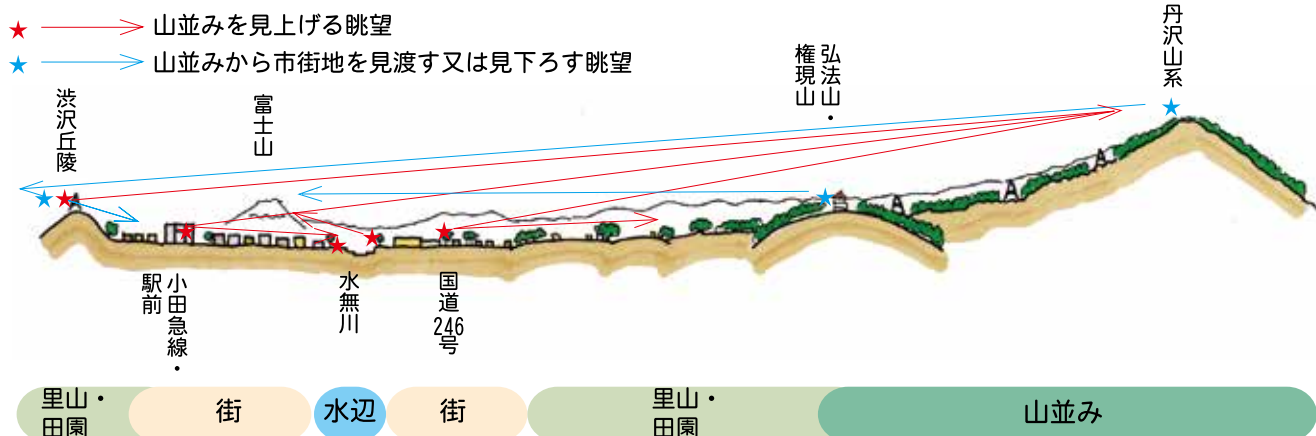


3. 類型毎の方針と配慮事項

●山並み景観 表丹沢の山並みや盆地の特性を生かす	
配慮すべき特性	○本市の景観の骨格を担うものとして、穏やかで豊かな盆地の自然環境と周囲の山並みへの眺望が重要な資源となっています。 ○長い間変わることなく、今後も引き継がれていく景観として認識されています。
主な眺望の対象	<眺望の対象として親しまれている山並み> 富士山、丹沢山系 <代表的な展望ポイント> 弘法山や権現山、渋沢丘陵、菜の花台などの高台や、水無川沿い、駅前デッキなど
配慮事項	①背景となる山並みとの違和感を与えない形態意匠の工夫 - ー周辺から建築物及び擁壁等その他工作物等の施設が目立たないボリューム感や色彩等、周辺との対比を抑えた形態意匠の工夫 - ー施設周囲への中高木等の活用など緑化により自然景観になじませる工夫 ②特に配慮すべきなのは、市街化調整区域内の行為や展望ポイント等、周辺からの眺望対象となる場所における行為

◎眺望の対象として、展望ポイントとしての山並み景観を大切にする

主な展望ポイントと眺望の方向



山並み景観に影響を及ぼす主要要素

- ・主要な展望ポイント付近の建築物や工作物
- ・中高層建築物

- ・高架道路、高架橋
- ・擁壁
- ・ゴルフ場・霊園等
- ・その他の大規模な空地利用

- ・鉄塔

山並み景観への配慮の例

- ◎山並みを背景とした眺めの対象であることを意識する
 - ・特に屋根や屋上部は美しいスカイラインとなるよう配慮する
 - ・落ち着いた色彩とする
- ◎特に良好な展望ポイントは周辺の景観整備に努める

- ◎人工物を目立たせない
 - ・自然の地形を大切にする
 - ・既存の樹木をできるだけ残し、周囲を緑化する
 - ・周辺から浮き立つ色彩を使わない
- ◎特に良好な展望ポイントは周辺の景観整備に努める

- ◎自然環境を保全する
 - ・自然の地形を変えない
 - ・樹林地として保全する
 - ・人工物を設置する場合は自然景観との調和を図る
- ◎特に良好な展望ポイントは周辺の景観整備に努める

◎アイストップ※となる山の眺めを生かしたまち並みをつくる

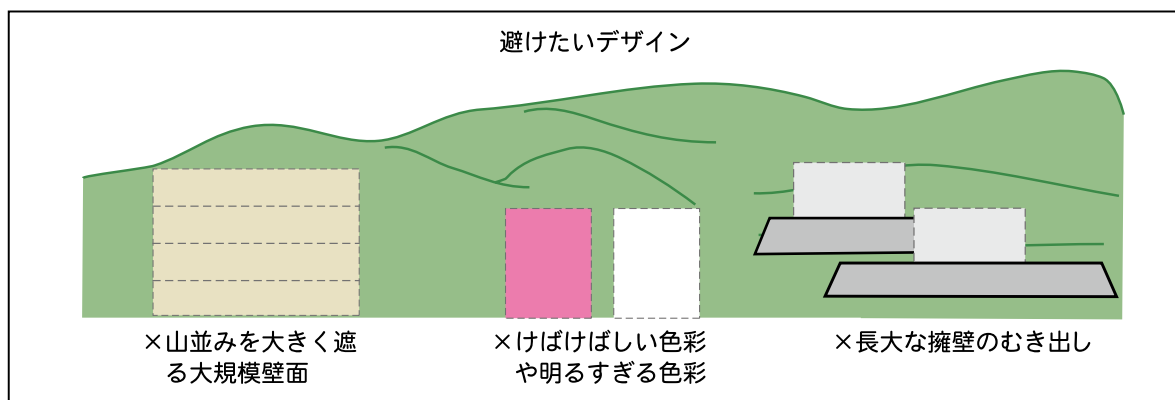
- ・高さの協調
- ・屋上設備の修景
- ・勾配屋根や屋上緑化などによる印象のやさらかなスカイライン



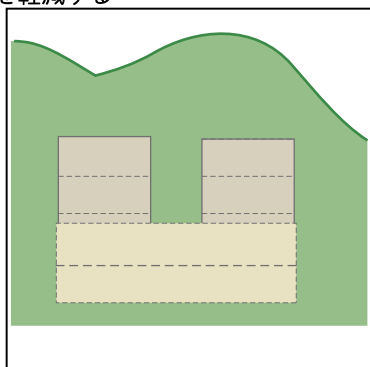
落ち着いた形態意匠や色彩

※アイストップ
通りの正面など、視線を引きつける位置にある山や建物のこと

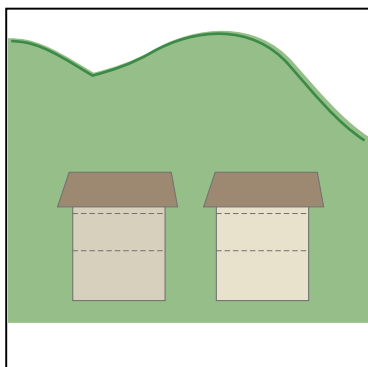
◎山並み景観を損ねないように・・・



できるだけ低く抑えるか、スリットなどにより分節化し、ボリューム感を軽減する



低明度とし、高彩度を避けることにより、周辺と調和させる



擁壁の高さを抑え、植栽で隠すことにより景観になじませる

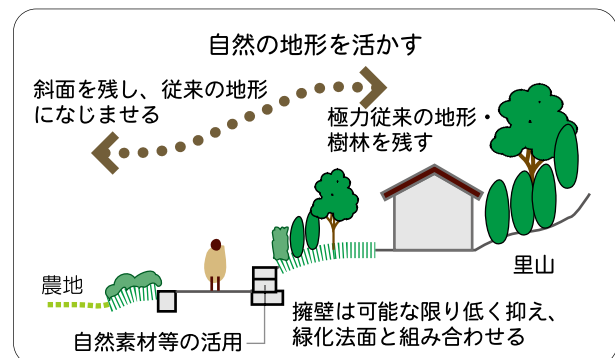
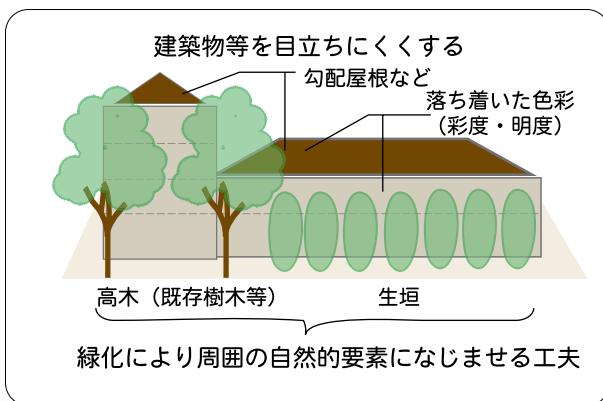


●里山・田園景観

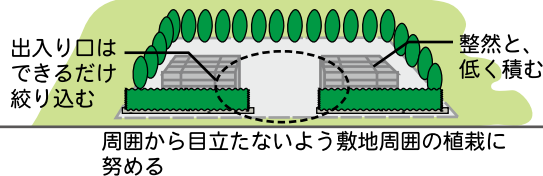
里山・田園を守り育てる

配慮すべき特性	○盆地の周囲を取り囲む里山や田園は、農業を通して人と自然が共存し、育ててきた景観であり、身近に豊富なみどりを提供する重要な景観資源です。 ○この景観が市街地を取り巻いていることが、本市の景観上の大きな特徴となっています。
里山・田園景観を構成する要素	・田園をとりまく里山(雑木林、谷戸田など) ・落花生畑、そば畑、水田など、地域の特色ある農地 ・里山や農地と一体的な風景となっている集落地
配慮事項	①里山・田園との違和感を与えない形態意匠の工夫 ー周辺から建築物及び擁壁等その他工作物等の施設が目立たないボリューム感や色彩等、周辺景観になじむ形態意匠の工夫 ー既存樹木の保全活用や施設周囲への中高木等の活用など緑化により周辺景観になじませる工夫 ②里山・田園の景観を美しく維持する工夫 ー物品の集積等の土地利用における緑化修景や、集積方法等の工夫

◎昔ながらの里山・田園の敷地利用を継承し、自然景観になじんだ外観とする



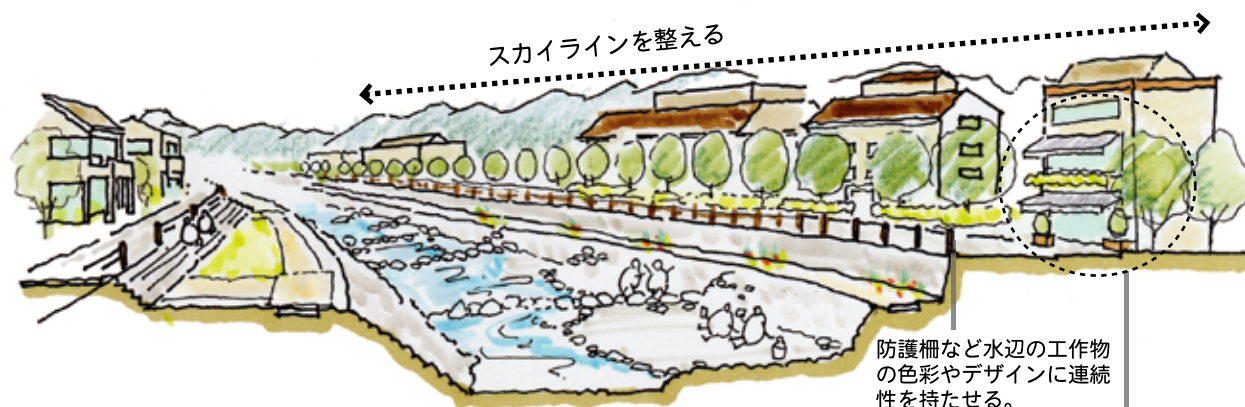
里山・田園の景観になじみにくい敷地利用の修景



●水辺景観 うるおいのある水辺空間を形成する

配慮すべき特性	○水無川や四十八瀬川に代表される多くの河川や秦野盆地湧水群、震生湖、豊かな自然を象徴する葛葉川の峡谷や滝など多くの水辺があり、秦野盆地の特徴を示す景観資源として存在しています。 ○丹沢の山々を源にする水は、飲料水や農業・工業用水として利用されるほか、観光やレクリエーションの場でもある水辺空間として、市民の暮らしにうるおいとやすらぎを与えてくれています。 ○特に市街地の中心を流れる水無川は、まちなかの景観にうるおいや空間の広がりを与え、水辺の道路や遊歩道は川の流れや周辺の山並みへの眺めを楽しむ散策路として市民に親しまれています。 ○本市では地下水を守り育てるための条例づくりや、水質保全、雨水還元、湧水地の整備等の取り組みを続けてきており、水の大切さ、身近さが市民にも浸透しています。
主な水辺景観	・本市の景観の大きな骨格となる水無川や四十八瀬川、葛葉川 ・本市の自然を象徴する秦野盆地湧水群 ・里山・田園を縁どるように流れる用水路や小河川
配慮事項	○水辺に面する場合、これらとの違和感を与えない形態意匠の工夫 －水辺と調和した自然素材の活用や落ち着いた色彩の使用 －水辺に面する部分の積極的な緑化 －設備類を水辺に向けて露出しない等景観資源に面する部分を美しく整然としつづける工夫

◎まちなかでの水辺の建築物等は、水辺を意識し、豊かな表情のある水辺景観を創出する



◎水辺に面する部分の表情づくり

できるだけ勾配屋根とする。

屋上設備の修景
(看板等も極力上部に出さない)

店舗等の場合、水
辺を眺める場づく
り

自然素材や落ち着いた色彩の使用

水辺に面する部分に十分な植栽を
施す

水辺との線の連なりをつくる



●歴史・文化の景観

培われた歴史・文化を伝え、生かす

配慮すべき特性	○本市に培われてきた歴史・文化を伝える史跡や社寺、道祖神、たばこに代表される産業や交通の発展とともに創られてきたかつてのまち並み、建築物など、また、鎮守の森や、まちの目印となってきた巨木等の地域にゆかりの深い緑など、先人が暮らしの中で培ってきた景観資源がまちの至るところに数多く残されており、これらを地域景観の拠点、景観まちづくりの手がかりとして生かすことが重要となっています。
主な歴史・文化資源	・桜土手古墳公園等の史跡 ・曾屋神社、白笹稲荷神社、大日堂などの社寺やその杜 ・たばこ乾燥小屋、長屋門など農業の歴史文化を伝える建造物 ・昔ながらの商業の面影を残す商業建築 ・曾屋水道など近代の土木遺構 ・矢倉沢往還や大山道の名残をとどめる石碑、道標、常夜燈など ・その他の祠、碑など
配慮事項	○歴史・文化的資源との違和感を与えない形態意匠の工夫 - ー地域景観拠点をはじめとした歴史・文化的景観資源と調和した伝統的素材の活用や落ち着いた色彩の使用 - ー既存樹木の保全活用や敷地内緑化 - ー景観資源に面して十分な緑化を施す。また、設備類をこれらに向けて露出ししない等景観資源に面する部分を美しく整然としつらえる工夫

◎旧道や参道など、歴史・文化資源をひきたてるまち並みとする



◎新旧の違和感を緩和する

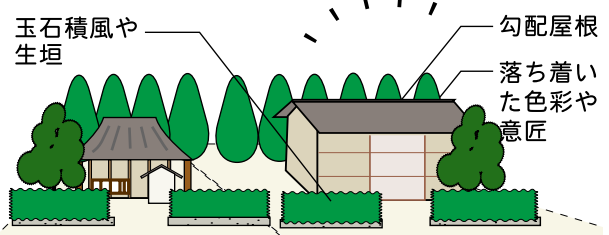
建築の高層部分や設備類が直接面しないよう配置を工夫



植栽によって緩衝空間を設ける

違和感を与えない形態意匠

◎昔ながらの空間構成をとり入れる



●街の景観

街の特徴を生かし、周辺環境との調和を図る

配慮すべき特性

○本市の市街地は、小田急線の四駅を拠点として鉄道沿いに連なり、駅を中心に広がっています。街の景観は、日常生活の中で最も身近な景観となっているとともに、表丹沢や富士山などの前景となる景観でもあり、本市全体の景観を印象づける上でそのあり方が重要となっています。

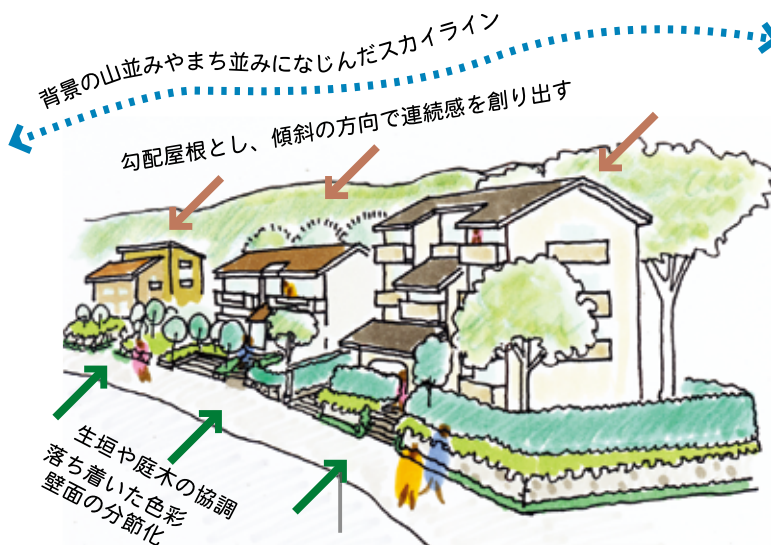
住宅地

個々の住宅、庭、塀などが、近隣の家並みと一体となってやすらぎの空間を創り出す場となっており、個々の住宅などの形態や色彩が家並みやまち並みへと発展していく身近な景観まちづくりの活動の場となります。

配慮事項

- やすらぎの感じられるまち並みの連続性の創出に配慮した落ち着いた建築物等の形態意匠や色彩への工夫
- 四季を感じさせる積極的な敷地内緑化

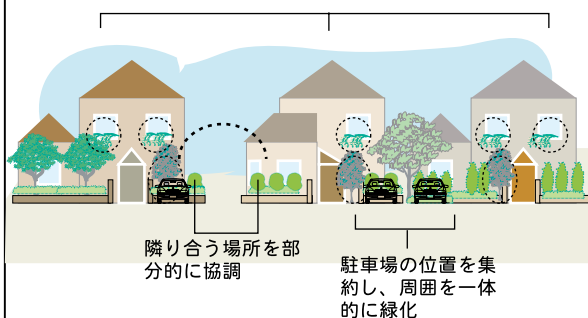
◎屋根やスカイライン、建物の色、生垣や庭木の協調によって連続感をつくる



◎隣地や通りで庭先を協調し、連続感を創出する

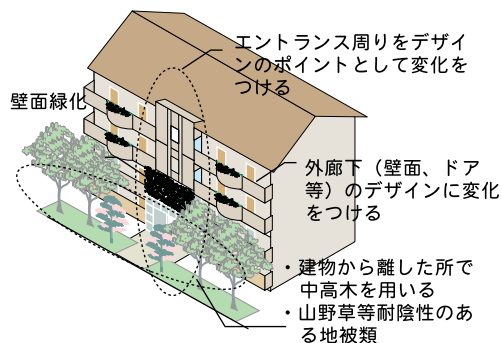
庭のしつらえに共通の要素を取り入れる

- ・窓辺の花
- ・通りで一本、共通の樹木を植える等



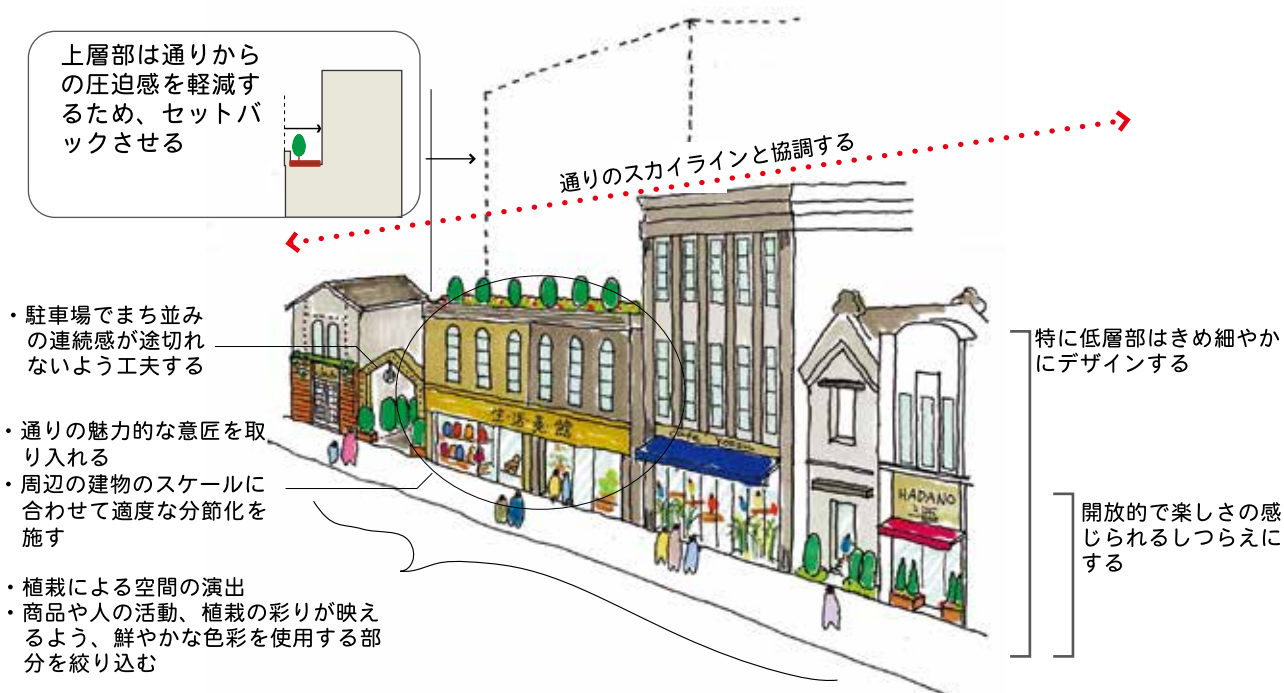
※北側で通りに面する場合

- ・無表情になりがちな外廊下はドアなどをアクセントとして変化をつける
- ・エントランスをデザインのポイントとして変化をつける
- ・日影になりがちなことを意識した植栽とする。

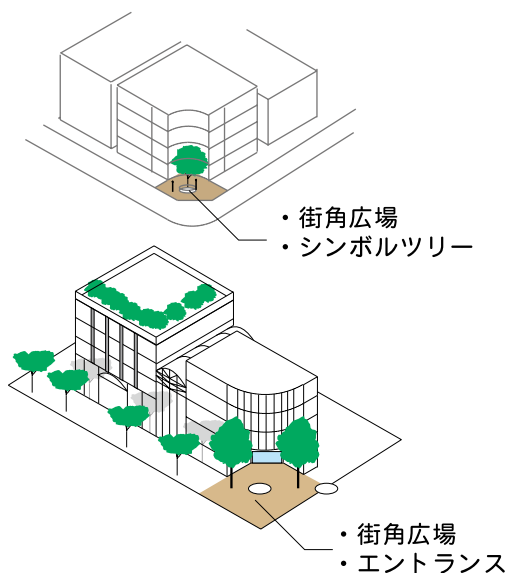


商業地	商店街は、多様で活気のある個性的な空間を演出する場として期待されます。通りに面する建築物等は、連続性や一体感のある沿道の景観を形成する対象として積極的な景観まちづくりが求められています。
配慮事項	■秩序の中ににぎわいや楽しさの感じられるまち並みの連続性の創出に配慮した開放的でゆとりのある低層部のしつらえ、けばけばしい広告物や建物の色彩等としない工夫

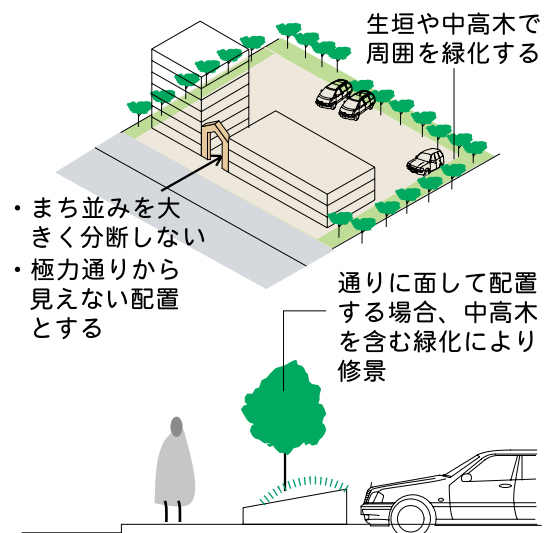
◎建築物等のデザインに工夫を凝らし、商業地としての魅力を生かす



◎コーナーを特徴づける

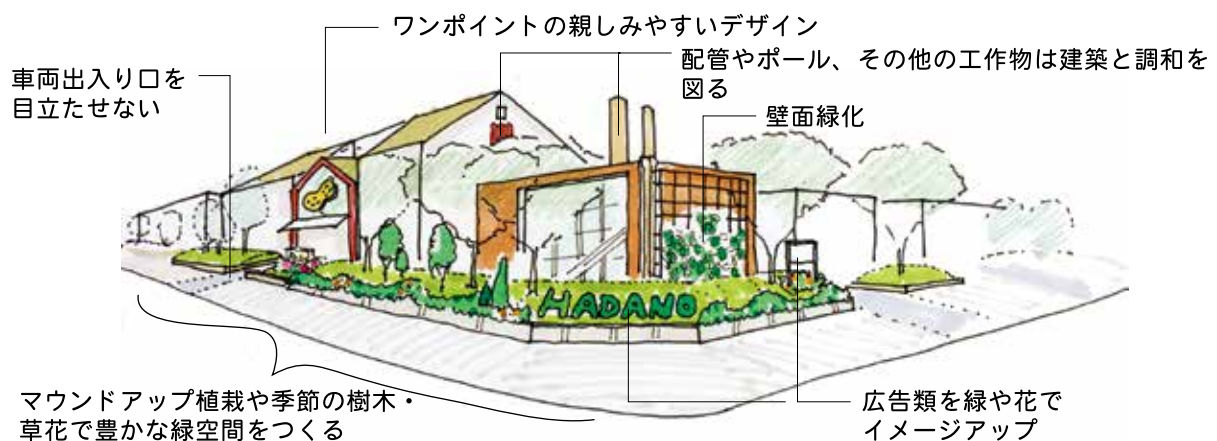


◎まち並みの連続性に配慮した駐車場の修景



工業地	工業地は、敷地面積も広く、街の景観に大きな影響を及ぼす対象となっています。このため、計画的で周辺の環境に合わせた景観まちづくりを行うことが必要になります。
配慮事項	■親しみや安心感を感じられるまち並みの連続性の創出に配慮した落ち着いた建築物等の意匠や色彩への工夫 ■施設及び敷地規模にふさわしい豊かな緑空間の創出

◎植栽のデザインや施設デザインを親しみやすいものにする



複合市街地	市街地内には、住宅と商業施設や工場等が隣接する場所、又それらが混在している場所が存在します。このような場所では、特に住宅地の良好な景観の維持に配慮が必要となります。また、立地する住宅も積極的な敷地内緑化等により、自ら良好な環境を形成していくことも必要となります。
配慮事項	■住宅と商業施設等が混在する複合的な市街地では、特に住宅に対して配慮し、住宅に近接する部分への落ち着いた建築物等の意匠や色彩への工夫 ■四季を感じさせる積極的な敷地内緑化の推進

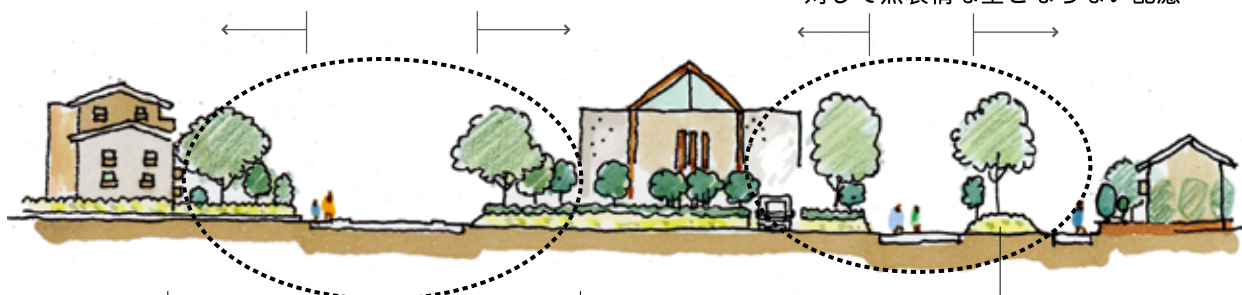
◎それぞれの敷地での環境形成と、境界部での緑による通り景観の形成

大きな通りでは・・・

- ・セットバックにより十分な緩衝となる空間を確保
- ・高木の列樹等による並木の形成
- ・季節感のある植栽による快適な通り景観の形成

小さな通りでは・・・

- ・敷地境界部の緑化
- ・設備の修景
- ・壁面緑化や素材の工夫により住宅地に対して無表情な壁とならない配慮



視覚的に閉鎖的にならないよう開放感や季節感のある緑の空間としてしつらえる。

環境の大きく異なる場所に近接して住宅地開発を行う場合、境界部に緑道や公園を配置する等、緩衝となる空間を設け、自らの環境形成に努める。

1. 基準の構成（景観法第8条第4項第2号関係・景観形成基準）

ここで示されている基準は、生活美観計画で定めている、景観法第16条第1項の届出を要する行為の基準であり、届出の際の審査事項となります。基準は、建築等を予定している場所の地域性を考慮するための共通基準と、建築物等の行為・要素ごとに定める行為・要素別基準で構成されています。

●共通基準と行為・要素別基準

①設計にあたり、共通基準に沿って施設等の全体像を構築する

②各要素について、行為・要素別基準に沿って設計する

共通基準

配慮すべき地域性や周辺との関係を示し、全体的な考え方及び配慮事項を基準として示したもの
→具体的な配慮の方法は7～15頁参照

行為・要素別基準

共通基準を踏まえ、個々の行為について部位等別に考え方及び配慮の例を示したもの

③設計した施設の外観が共通基準に沿ったものになっているかチェックする

2. 共通基準 ※共通基準は、前項「方針編3. 類型毎の方針と配慮事項」（8～15頁）と連動した内容となっています。そこで、共通基準に沿った、より詳細な配慮の方法についても示していますので、8～15頁を合わせてご覧ください。

●共通基準

①山並みや里山・田園の広がる場所及びこれらに近接する場所、水辺や歴史・文化的資源、自然資源に近接する場所では、特にこれらとの違和感を与えない形態意匠とし、次に掲げる基準に適合したものとします。	□市街化調整区域内で行う行為、その他斜面緑地等、緑地内で行う行為 (1)周辺から建築物及び擁壁その他工作物等の施設が目立たない形態意匠とする。 (2)周辺の植生や既存の植栽との連続性に配慮しながら施設周囲に十分な緑化を施す。 □水辺や歴史・文化的景観資源に面する場所で行う行為 (1)面する水辺や歴史・文化的景観資源と調和した自然素材の活用や落ち着いた色彩を使用する。 (2)景観資源に面して十分な緑化を施す。 (3)設備類をこれらに向けて露出しない等、景観資源に面する部分を美しく整然としつらえる工夫を施す。 □上記2項以外の場所で行う行為 上記2項以外の場所で行う行為であっても、これら緑地、水辺、歴史・文化的景観資源から望見されるものについては、その見え方に配慮し、上記の基準への適合に努める。
②住宅地・商業地・工業地といった市街地景観の特性を踏まえ、その場所にふさわしいまち並みの連続性創出に配慮し、次に掲げる基準に適合したものとします。	□住宅地で行う行為 (1)やすらぎの感じられるまち並みの連続性の創出に配慮し、落ち着いた建築物等の形態意匠とする。 □商業地で行う行為 (1)秩序の中ににぎわいや楽しさの感じられるまち並みの連続性の創出に配慮し、低層部は前面道路から入りやすく、開放感やゆとりのある形態意匠とする。 (2)色彩や装飾的意匠による演出等を行う場合、壁面は周囲にけばけばしい印象を与えないよう特に配慮する。 □工業地で行う行為 (1)親しみや安心感の感じられるまち並みの連続性の創出に配慮し、落ち着いた建築物等の形態意匠とする。 (2)四季感を演出する植栽や入り口部分、配管、開口部等の工夫等により、建築物の意匠に親しみやすさを感じさせる工夫を施す。 □複合的な市街地で行う行為 (1)住宅地と商業地とが混在する等複合的な市街地では、特に住宅に対して配慮し、住宅に近接する部分は、落ち着いた建築物等の形態意匠とする。 (2)境界部では植栽の活用等によりやわらかな緩衝となるしつらえを工夫する。
③道路等の公共空間に面する部分は特に通りからの見え方に配慮し、上記2項の立地特性にふさわしい魅力ある通り景観の創出を工夫する。	□公共空間に面する部分への適切な緑化により、緑とあいまった通り景観の創出に努める。 □沿道、水辺沿い、公園沿いなどでまとまりのある景観が見られる場合、それらの形態意匠（勾配屋根、外構の形状、既存の集落での昔ながらの意匠や計画住宅地での共通意匠等）と調和するように努める。 □公共空間に面する部分での設備類の単独的な露出を避け、建築物や工作物と調和した意匠、素材や色彩等、一体的に仕上げる工夫を施す。

3. 行為・要素別基準

●基準の項目		掲載ページ
(1) 建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠に関する基準 (景観法第8条第4項第2号イ)	①外観	17～18
	②屋上部・頂部	19
	③壁面	19
	④外観の色彩	20～24
	⑤外構デザイン及び植栽	25～26
	⑥夜間景観	27
	⑦その他の設置物等の形態意匠	28
	⑧橋梁・高架道路	28
	⑨擁壁	29
	⑩太陽光発電設備	29
(2) その他の行為ごとの基準 (景観法第8条第4項第2号ニ)	①土地の区画形質の変更	30
	②屋外における物品の集積又は貯蔵	30
	③木竹の伐採又は植栽	30

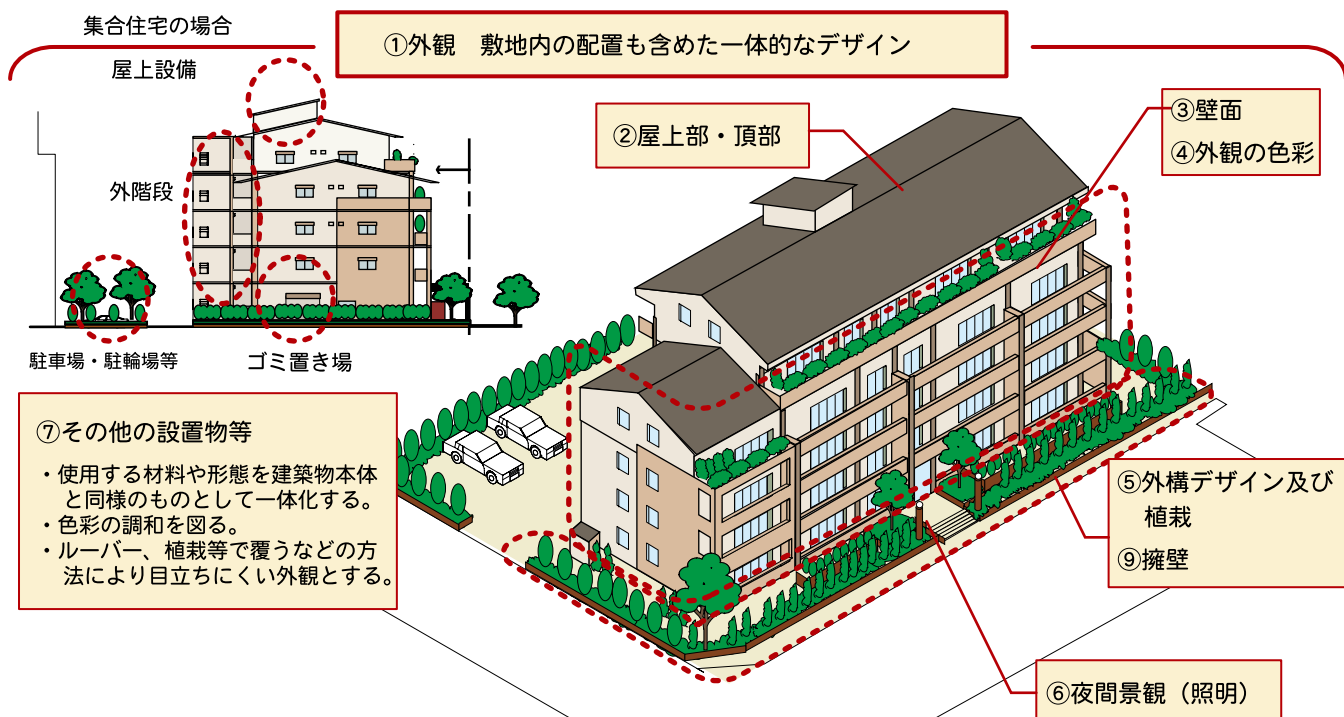
(1) 建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠に関する基準（景観法第8条第4項第2号イ）

①外観

基準

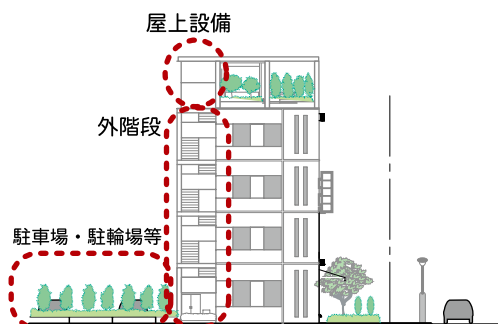
- 建築又は建設する施設全体及びその用に供する敷地について、全体として一体感のある外観となるよう、敷地内の配置も含めた建築物の形態意匠に景観上の一環性を持たせる。
- 屋外階段、配管、柵など、建築物等に付帯する設備類は、建築本体と調和を図るよう次の例示（図）を参考として修景を行う。

◎行為を行う敷地全体としての外観を考え、要素のデザインをまとめる



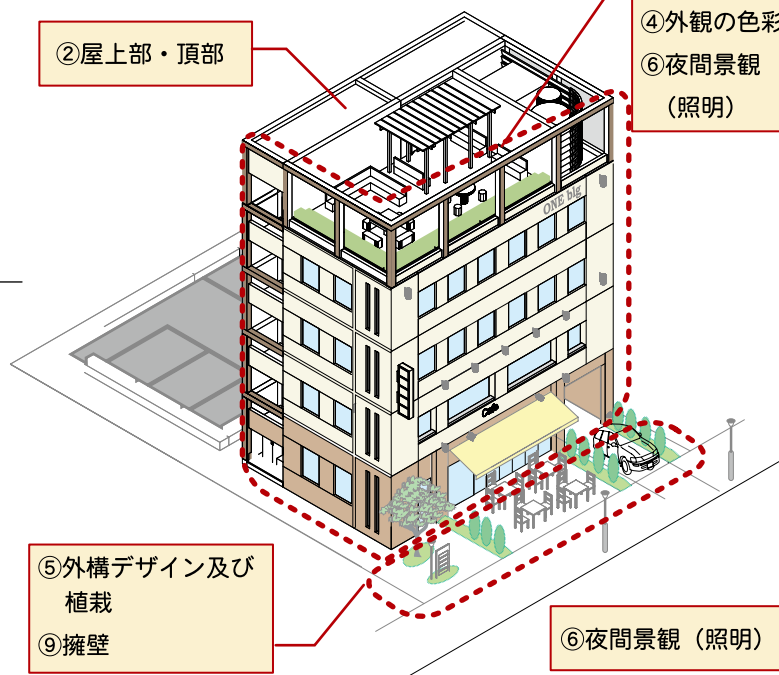
商業系施設の場合

①外観 敷地内の配置も含めた一体的なデザイン



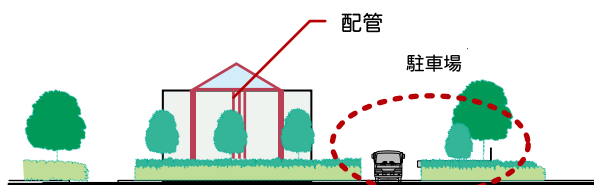
⑦その他の設置物等

- ・使用する材料や形態を建築物本体と同様のものとして一体化する。
- ・色彩の調和を図る。
- ・ルーバー、植栽等で覆うなどの方法により目立ちにくい外観とする。



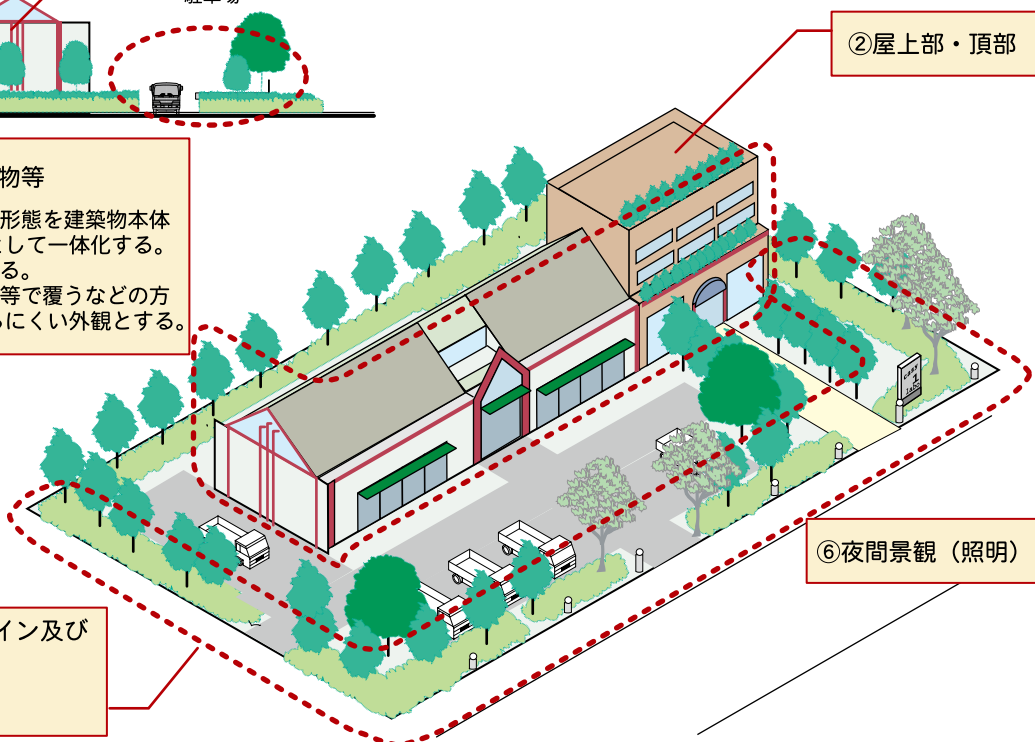
工業系施設の場合

①外観 敷地内の配置も含めた一体的なデザイン



⑦その他の設置物等

- ・使用する材料や形態を建築物本体と同様のものとして一体化する。
- ・色彩の調和を図る。
- ・ルーバー、植栽等で覆うなどの方法により目立ちにくい外観とする。

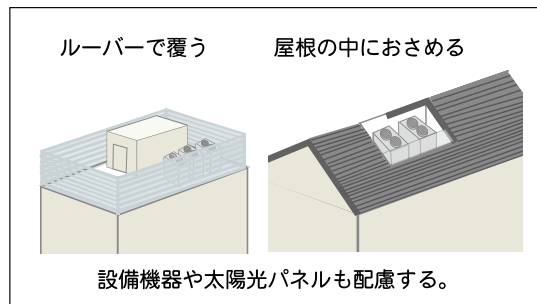
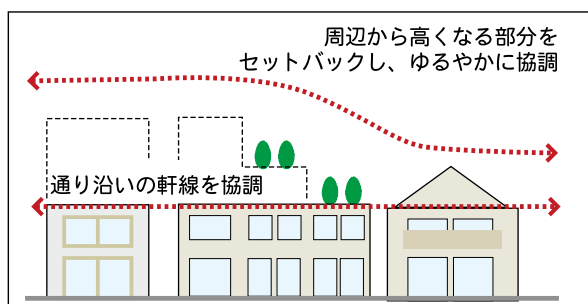
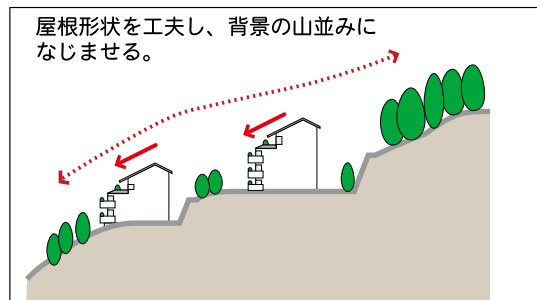
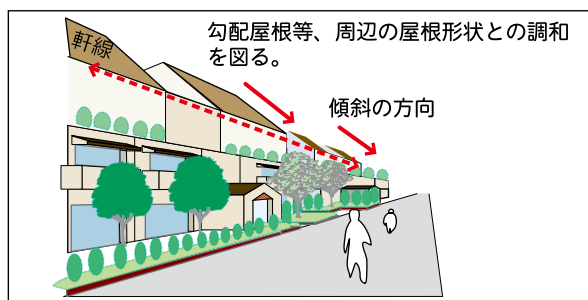


②屋上部・頂部

基準

- 屋根や塔屋は、背景となる山並みや周辺のまち並み景観と調和したものとするため、周辺からの急激な高さの変化、当該施設としての急激なスカイラインの変化を避けるよう下図を参考として修景を行う。
- 屋上設備は、屋根や塔屋と一体的に背景となる山並みや周辺のまち並み景観と調和したものとなるよう、下図に例示する修景を行う。
- 建築物又は工作物の頂部等、周囲から突出する部分については、背景となる山並みや面するまち並みに違和感を与えない意匠や色彩とする。

◎屋根や塔屋は山並みのスカイライン・まち並みのスカイラインとの関係を意識する

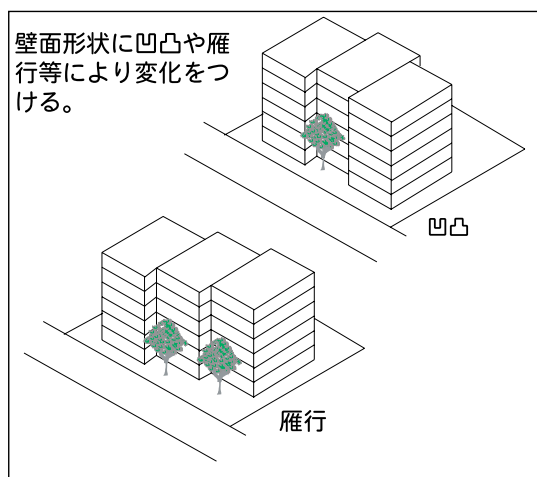


③壁面

基準

- 周囲への圧迫感や威圧感を与える大規模な壁面は、次に例示する方法を参考として、そのボリューム感を軽減する。
- 高層建築物の場合、低層部、上層部で壁面に変化をつける等、通りのスカイラインに配慮した意匠とする。

◎大規模な建築物は壁面の分節化によりボリュームを軽減する



④外観の色彩

基準

□建築物又は工作物の外観の色彩は、本市を取り巻く自然景観を美しく引き立て、建築物等に多く使われている色彩とするなど、周辺のまち並みと調和したものとする。特に高彩度色の使用を避け、極端に明度の高いもの及び低いものの使用を避ける。

□建築物の外壁または工作物表面の基調色（※１）及び屋根に使用する色彩は、下表の基準（※２）を超えないものとする。また、基準内であっても周辺との関係を考慮し、落ち着いた色彩とする。ただし、この基準は表面に着色を施していない素材色（※３）、又は道路その他の公共空間から望見されない部分には適用しない。

※１ 壁面のうち、最も大きな面積の色彩をいう。全体の２／３程度を目安とする

※２ 日本工業規格Z8721に定める色相、明度、彩度の三属性による。以下マンセル値という

※３ 木材、レンガ、土壁、漆喰、金属板、スレート、ガラスなどの素材の色彩

□基調色以外の色彩の使用にあっても背景の山並みや周辺のまち並みに違和感を与えない色使いとし、特に建築物の上部にあっては下表の基準を超える色彩を使用しない。ただし、以下のものについてはこの限りではない。

- ・市街化区域内にあって、見付面積の１／１０未満の範囲で、建築物等のアクセント（強調色）として使用する色彩
- ・工作物にあって、その機能上やむを得ない場合に使用する色彩

表 建築物の外壁または工作物表面の基調色の基準

色相など		市街化区域				市街化調整区域			
		外壁		屋根		外壁		屋根	
		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
有彩色	YR（黄赤）から5Y（黄）までの色相	—	6以下	7以下	6以下	3以上 8以下	4以下	7以下	4以下
	R（赤）及び5Y（黄）から10Yまでの色相	—	3以下	7以下	3以下	3以上 8以下	2以下	7以下	2以下
	その他の色相	—	2以下	7以下	2以下	3以上 8以下	1以下	7以下	1以下
無彩色（N）		—	—	7以下	—	3以上 8以下	—	7以下	—

【景観基調色】

グレーベージュ（10YR6.0/1.0）を基本とし、周囲の景観に応じて４色を使い分けします。

〈マンセル値〉 〈日本塗料工業会の色票番号〉

グレーベージュ 10YR6.0/1.0 19-60B

ダークブラウン 10YR2.0/1.0 19-20B

ダークグレー 10YR3.0/0.5 19-30A

オフホワイト 10YR8.5/0.5 19-85A

※本市では、道路等の公共空間から望見できる部分の工作物及びフェンス等について、上記景観基調色を推奨しています。

図 彩度の基準と色相の関係

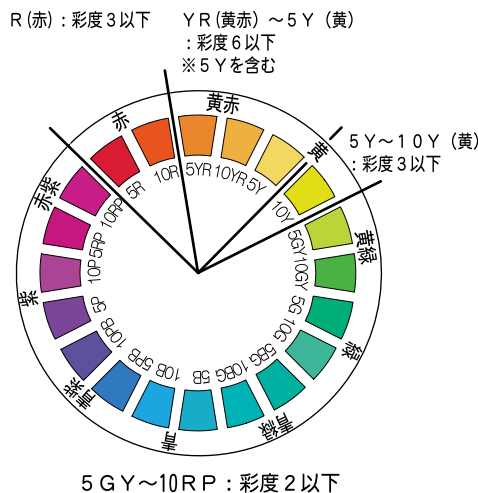
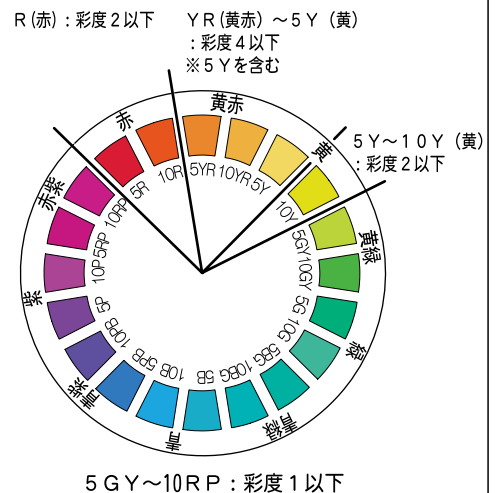


図 彩度の基準と色相の関係



●外壁の基調色

□基準に適合する代表的な色彩

N (無彩色)	YR (黄赤)				Y (黄)				GY (黄緑)	G (緑)
←----- 秦野で最も多く使用され、自然やまち並み景観に調和しやすい色相 -----→										
 N-80 N8.0	 15-80B 5YR8.0/1.0	 17-80D 7.5YR8.0/2.0	 19-80B 10YR8.0/1.0	 19-80F 10YR8.0/3.0	 22-80D 2.5Y8.0/2.0	 25-80B 5Y8.0/1.0	 29-80B 10Y8.0/1.0	 35-80B 5GY8.0/1.0	 45-80B 5G8.0/1.0	
 N-75 N7.5	 15-75B 5YR7.5/1.0		 19-75B 10YR7.5/1.0	 19-75D 10YR7.5/2.0	 22-75D 2.5Y7.5/2.0	 25-75C 5Y7.5/1.5		 35-75A 5GY7.5/0.5	 45-75A 5G7.5/0.5	
 N-70 N7.0	 15-70D 5YR7.0/2.0	 17-70D 7.5YR7.0/2.0	 19-70B 10YR7.0/1.0	 19-70F 10YR7.0/3.0	 22-70D 2.5Y7.0/2.0	 25-70C 5Y7.0/1.5	 29-70B 10Y7.0/1.0	 35-70A 5GY7.0/0.5	 45-70B 5G7.0/1.0	
 N-60 N6.0	 15-60D 5YR6.0/2.0	 17-60D 7.5YR6.0/2.0	 19-60C 10YR6.0/1.5	 19-60F 10YR6.0/3.0	 22-60D 2.5Y6.0/2.0	 25-60D 5Y6.0/2.0	 29-60D 10Y6.0/2.0	 35-60B 5GY6.0/1.0	 45-60B 5G6.0/1.0	

□基準内でも慎重に検討したい色彩（彩度基準の上限色の例）

※上段：市街化調整区域の上限色の例
下段：市街化区域の上限色の例

15-70H 5YR7.0/4.0	17-70H 7.5YR7.0/4.0	19-60H 10YR6.0/4.0	22-70H 2.5Y7.0/4.0	25-80H 5Y8.0/4.0	上限値は 上記の彩度 2 のもの	上限値は 上記の彩度 1 のもの	上限値は 上記の彩度 1 のもの
12-70L 2.5YR7.0/6.0	17-70L 7.5YR7.0/6.0	19-80L 10YR8.0/6.0	22-70L 2.5Y7.0/6.0	25-70L 5Y7.0/6.0	27-90F 7.5Y9.0/3.0	35-80D 5GY8.0/2.0	45-70D 5G7.0/2.0

●屋根の色彩

□基準に適合する代表的な色彩

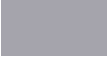
									
N-50 N5.0	15-50B 5YR5.0/1.0	17-50D 7.5YR5.0/2.0	19-50B 10YR5.0/1.0	19-50D 10YR5.0/2.0	22-50B 2.5Y5.0/1.0	25-50B 5Y5.0/1.0	29-50B 10Y5.0/1.0		45-50B 5G5.0/1.0
									
N-40 N4.0	15-40B 5YR4.0/1.0	17-40D 7.5YR4.0/2.0	19-40B 10YR4.0/1.0	19-40F 10YR4.0/3.0	22-40B 2.5Y4.0/1.0	25-40B 5Y4.0/1.0	27-40D 7.5Y4.0/2.0	35-40B 5GY4.0/1.0	45-40B 5G4.0/1.0
									
N-30 N3.0	15-30B 5YR3.0/1.0	17-30F 7.5YR3.0/3.0	19-30B 10YR3.0/1.0	19-30D 10YR3.0/2.0	22-30B 2.5Y3.0/1.0	25-30B 5Y3.0/1.0	29-30D 10Y3.0/2.0	35-30B 5GY3.0/1.0	45-30B 5G3.0/1.0

□基準内でも慎重に検討したい色彩（彩度基準の上限色の例）

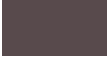
※上段：市街化調整区域の上限色の例
下段：市街化区域の上限色の例

15-40H 5YR4.0/4.0	17-40H 7.5YR4.0/4.0	19-50H 10YR5.0/4.0	22-40H 2.5Y4.0/4.0	25-40H 5Y4.0/4.0	上限値は 上記の彩度 2 のもの	上限値は 上記の彩度 1 のもの	上限値は 上記の彩度 1 のもの
12-50L 2.5YR5.0/6.0	17-50L 7.5YR5.0/6.0	19-70L 10YR7.0/6.0	22-60L 2.5Y6.0/6.0	25-70L 5Y7.0/6.0	27-60F 7.5Y6.0/3.0	35-30D 5GY3.0/2.0	49-40D 10G4.0/2.0

BG(青緑) B(青) PB(青紫) P(紫) RP(赤紫) R(赤)

					
55-80A 5BG8.0/0.5	65-80A 5B8.0/0.5	75-80B 5PB8.0/1.0	85-80A 5P8.0/0.5	95-80A 5RP8.0/0.5	05-80A 5R8.0/0.5
					
55-75A 5BG7.5/0.5	65-75A 5B7.5/0.5	75-75A 5PB7.5/0.5	85-75A 5P7.5/0.5	95-80B 5RP8.0/1.0	05-75A 5R7.5/0.5
					
55-70B 5BG7.0/1.0	65-70B 5B7.0/1.0	75-70A 5PB7.0/0.5	85-70B 5P7.0/1.0	95-70B 5RP7.0/1.0	05-70B 5R7.0/1.0
					
55-60B 5BG6.0/1.0	65-60B 5B6.0/1.0	75-60B 5PB6.0/1.0	85-60B 5P6.0/1.0	95-60B 5RP6.0/1.0	05-60B 5R6.0/1.0

上限値は 上記の彩度1 のもの	上限値は 上記の彩度1 のもの	上限値は 上記の彩度1 のもの	上限値は 上記の彩度1 のもの	上限値は 上記の彩度1 のもの	
					05-70D 5R7.0/2.0
					
55-70D 5BG7.0/2.0	65-80D 5B8.0/2.0	75-70D 5PB7.0/2.0	85-80D 5P8.0/2.0	95-70D 5RP7.0/2.0	05-60F 5R6.0/3.0

				
55-50B 5BG5.0/1.0	65-50B 5B5.0/1.0	75-50B 5PB5.0/1.0	95-50B 5RP5.0/1.0	05-50B 5R5.0/1.0
				
55-40B 5BG4.0/1.0	65-40B 5B4.0/1.0	75-40B 5PB4.0/1.0	85-40B 5P4.0/1.0	95-40B 5RP4.0/1.0
				
55-30B 5BG3.0/1.0	65-20B 5B2.0/1.0	75-20B 5PB2.0/1.0	85-20B 5P2.0/1.0	05-30B 5R3.0/1.0

上限値は 上記の彩度1 のもの	上限値は 上記の彩度1 のもの	上限値は 上記の彩度1 のもの	上限値は 上記の彩度1 のもの	上限値は 上記の彩度1 のもの	
					05-30D 5R3.0/2.0
					
55-40D 5BG4.0/2.0	65-40D 5B4.0/2.0	75-30D 5PB3.0/2.0	85-50D 5P5.0/2.0	95-20D 5RP2.0/2.0	05-50F 5R5.0/3.0

記号の見方

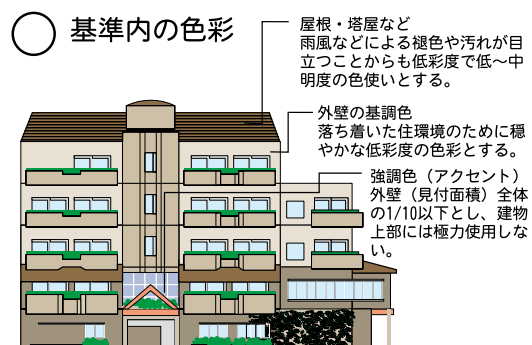
日本塗装工業会色見本番号 ● 17-80D
マンセル値 ● 7.5YR8.0/2.0

この色見本は、印刷による色再現のため、実際の色彩とは若干異なります。これを参照し、実際の色を色票でご確認下さい。

●用途別の色彩の考え方

〈住宅〉

○ 基準内の色彩

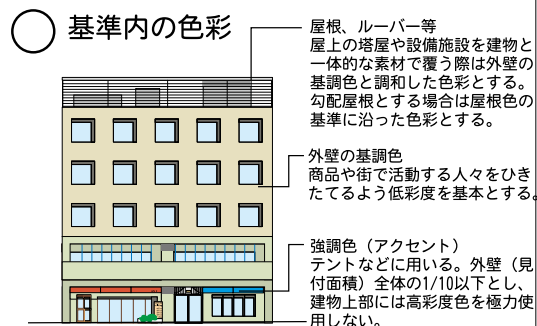


✕ 基準を越える色彩

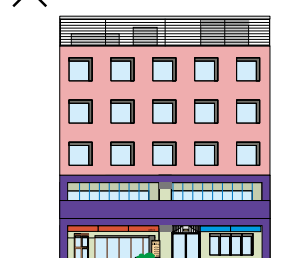


〈商業施設〉

○ 基準内の色彩



✕ 基準を越える色彩



【コラム 色彩豆知識】

●マンセル値とは？

ここでは建築主や設計者、施工者など多くの人が色彩をより正確に共有できるように日本工業規格（JIS）にも採用されている「マンセル表色系」を使って、色彩の基準を表しています。

マンセル表色系では色相、明度、彩度の色の三属性を尺度化したものによって、全ての色彩を表すことができます。

色相・明度・彩度

色相とは

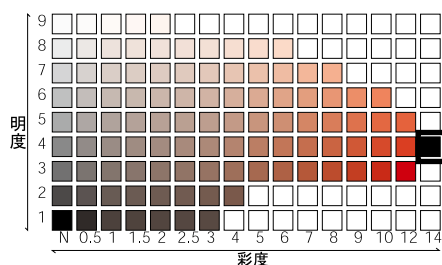
色相は赤R・黄Y・緑G・青B・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPの10の色相があります。無彩色はNで表します。

明度とは

色彩の明るさを表し、完全な黒を明度0とし、完全な白を明度10としています。

彩度とは

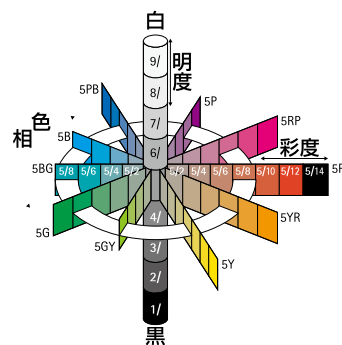
色彩の鮮やかさを表します。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなりますが、色相によって彩度の上限は異なります。



この色は

「ごあーる よん の じゅうよん」
5R 4 / 14
色相 明度 彩度

と読みます。



マンセル表色系の仕組み

●色選びのポイントは・・・？

ポイント 1 色見本によってなるべく正確に

まず、上に挙げたマンセル値や、その素材の色見本帳を参照します。特に塗装については日本塗料工業会の色見本が広く普及しています。

また、色を決める際には、注文したい色と、それに近似した数色についてなるべく大きめの色見本をつくってもらうと、完成イメージをとらえやすくなります。

P21～22では色見本にマンセル値、日本塗料工業会の見本番号をつけていますので参照して下さい。

ポイント 2 コーディネートを考えて選ぶ

建物などの色彩を考えるときは、通りや周辺で多く使われている色彩と近い色相や彩度の色を選ぶと、周りとの調和しやすく、自分の建物も美しいイメージをつくりやすくなります。

また、壁や屋根、その他の部位の色彩も一緒に考えてコーディネートすることにより、美しい外観をつくりやすくなります。



ポイント 3 鮮やかな色を使いたいときは・・・

鮮やかな色彩は意外に飽きがきやすいものであるため、建築物等の基調色ではなく、草花や樹木、祭りの演出（のぼり旗など）等の季節で変化するものに用いたいものです。

また、商業地では、建物の基調色に鮮やかな色を使うと広告が映えなくなるため、目立たせるために過剰に大きさを競い合うなど、全体の誘目効果を損ねることになります。

鮮やかな色彩を用いる場合は、落ち着いた地色の中で小さく使うことによって印象深く洗練された個性を発揮しやすくなります。



花の色を活かす
落ち着いた地色



広告やテントなどの彩りが映える、商業地の落ち着いた地色

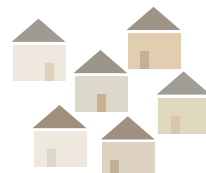
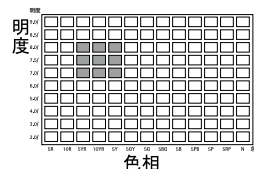
※山並みや里山・田園など自然景観に近い場所ではより慎重な検討をお願いします！！

●調和しやすい色彩の組み合わせは？

色彩の見え方は、組み合わせる色の数や、大きさ、周りの状況などによっても変化するため、一概には言えない面もありますが、一般的な、調和する色彩の組み合わせとして、次のものがよく知られています。

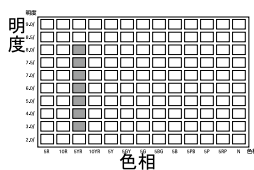
■類似色調和

よく似た色彩を使った配色
建物の色を色相・明度・彩度が類似する色彩（類似色）でまとめる



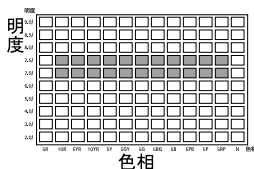
■色相調和

色相をそろえてトーンに変化をつけた配色
建物の色を同一または類似する色相でそろえて明度や彩度に変化を持たせる



■トーン調和

トーンをそろえて色相に変化をつけた配色
建物の色を同一または類似するトーンでそろえて色相に変化を持たせる



●自然景観ってどんな色？

ここでは、ほんの一部ですが、市内で色を測った山並みや田んぼ、樹林地の色彩を紹介します。樹林の緑は、杉が多いことから冬でも黄緑系が基調です。また、遠景の山並みは近景の緑に比べ、明度も彩度も低めになります。



遠景の山並み（9月）



遠景の山並み（9月）
7. 5GY3. 5/5. 5



近景：田んぼの色（6月）
7. 5GY7. 0/10. 0



近景：竹林の色（8月）
5. 0GY7. 5/7. 0



近景：稲の色（9月）
10. 0YR8. 5/2. 5

《色彩ワークショップで学んだこと》

平成17年10月に、吉田慎悟さんを講師にお招きして、公共の色彩を考える会の協力を得て色彩ワークショップを開催しました。グループに分かれて市内の建物の測色調査を行い、また山並みを背景として3棟並ぶマンションの色彩シミュレーション提案を行いました。

●まちの色彩調査より

渋沢丘陵から、まちの気になる色を確認し、実際に色を測って評価しました。色面の大きさによって色の鮮やかさが強調されることや、色の組み合わせ、色数、周辺との関係も印象を左右する事を学びました。

●マンションの色彩提案より

3棟の関係や山並みとの関係を考え、似た色相でまとめたり、彩度・明度の調整、外壁の凹凸で色に変化をつけるなどの色彩提案を考えました。

スクリーン上でシミュレーションし、吉田先生の講評に基づき、改良を加えながら、ちょっとした工夫で建物のイメージや周辺との関係をより良くする事ができることを学びました。



色票で色を測る



ワークショップの様子

※吉田慎悟さん（景観アドバイザー）

色彩プランナー。日本ではじめて環境色彩調査の方法を公表した第一人者。公共施設、民間施設の色彩計画から、市民参加による環境色彩の検討など、幅広い色彩デザインや啓発活動の取り組みをされています。

※公共の色彩を考える会

身近な景観を「色彩」を切り口に考えることを目的として設立した会員制の市民活動団体で、色彩講座の開催や一般市民や自治体職員の参加による色彩景観に関する活動等を展開されています。

※この項での図版やコラムは、生活美観計画の検討委員会委員として策定に参加され、平成30年1月現在 市の景観アドバイザーでもある色彩プランナー、吉田慎悟さんのアドバイスのもとに作成しています。（協力：（株）カラープランニングセンター）

⑤外構デザイン及び植栽

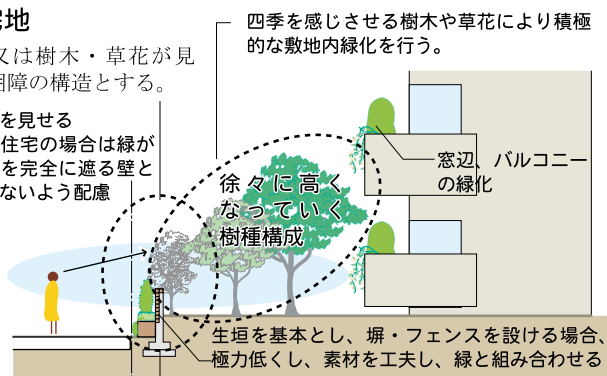
基準

□建築物又は工作物の外観に係る外構デザインは次に掲げる立地環境の特性を考慮し、それぞれにふさわしいゆとり空間の創出と緑化を工夫する。

住宅地

生垣又は樹木・草花が見える囲障の構造とする。

- ・庭木を見せる
- ・集合住宅の場合は緑が視界を完全に遮る壁とならないよう配慮



高木植栽

フェンスを内側に隠している

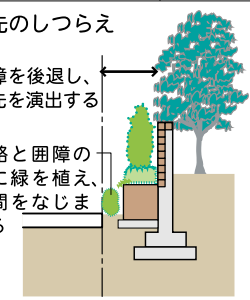


集合住宅の庭先演出の例

庭先のしつらえ

囲障を後退し、庭先を演出する

道路と囲障の間に緑を植え、空間をなじませる

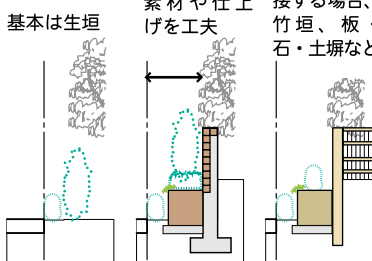


囲障の工夫

基本は生垣

堀・擁壁は素材や仕上げを工夫

歴史資源に近接する場合、竹垣、板・石・土塀など



中高木の組み合わせ

低い堀の外側に植栽



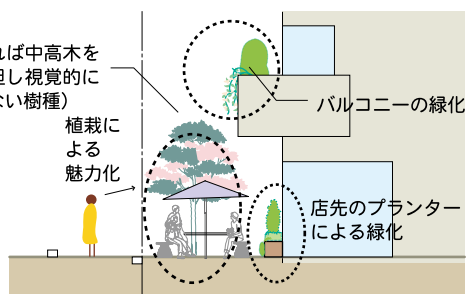
外構付き分譲の戸建て住宅地の例

商業地

- ・店先、窓辺、設備類の周囲等は、楽しさや四季感の感じられる樹木や草花により空間を演出する。又、可能な限り、中高木を組み合わせた植栽の構成とする。
- ・駐車場の周囲や舗装面等の人工的な印象を和らげるための外構デザイン及び緑化を工夫する。

可能であれば中高木を植える（但し視覚的に壁とならない樹種）

植栽による魅力化



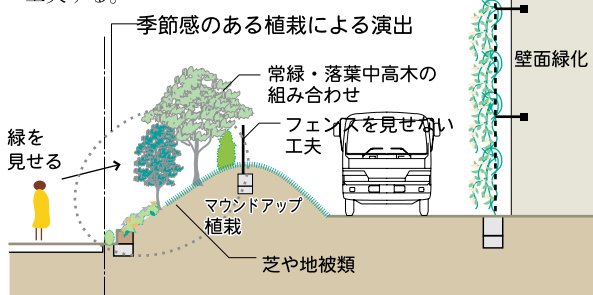
小さなスペースを効果的な植栽で演出している例



1階のセットバックと植栽演出の例

工業地・複合市街地

- ・施設・敷地規模に応じた敷地内緑化に努める。特に前面道路側への植栽帯の配置に努める。
- ・特に住宅との境界部では、やわらかな緩衝となるしつらえを工夫する。



マウンドアップ植栽の例



季節感のある植栽演出の例

【コラム 庭づくり豆知識】

●美しく楽しい庭とするには？

■人工物をうまく隠す

折角の素敵な建築デザインも、前面の駐車場が人工的で味気ないしつらえでは台無しです。緑を取り入れたり壁や階段、舗装面を工夫し、建築をひきたてる空間としています。



■壁面も庭づくりのスペースに活用する

壁面も庭づくりのスペースとして活用することで、効果的に豊かな空間となります。



■人の目線を意識する

玄関のアプローチを塞いでいた駐車場を移動し、修景した例。背の低い植物、すらっとした樹木を組み合わせる緑の奥行き感を出し、さらにアイストップ（視線の正面）に水のオブジェを置き、見せ場としています。



■庭先からのまちづくり

道路空間のうち、境界から50cmの部分を庭と一体的な花壇とし、沿道の住民の方が手入れをしています。公共と民間が協力することで、境界部がやわらかく、全体が一体感のある「庭」と感じられるまちになっています。



〈水辺の花壇づくりワークショップで学んだこと〉

平成18年2月に、玉崎弘志さんを講師にお招きし、水無川沿いでの花壇づくりワークショップを開催しました。水辺に合う植栽、見る人の目線の意識した植え方など様々な事を、実践しながら学びました。

●庭づくり講義編より

庭や花の話は世界に通じるコミュニケーションツールで、身近な所ではじめる庭づくりが、まちの環境へと広がっていく波及効果、豊かな情操や新たな活動・学び・楽しみ方・交流機会・職能等をもたらす効果などをスライドを通じて学びました。

●庭づくり実践編より

斜めからの目線が大切。直線・等間隔ではなく、三角形をつくる感覚、まとまりをつくりながら間をやわらかに埋めていくことを、実践を通じて学びました。

最後に、玉崎さんより「今は物足りないようでも、育てればすぐに立派な姿になる。皆で協力して育てましょう。」と力強い激励がありました。



草木の選び方、実際の植え方の実技指導



グループに分かれ、力を合わせて苗や球根を植えました。

※玉崎弘志さん（景観アドバイザー）
茅ヶ崎市在住の造園家。全国各地で公共空間の植栽計画や、庭づくりや手入れの実践指導をされています。「庭道具を鞆にまちからまちへ」の自称造園界の寅さん。NHK趣味の園芸でもおなじみです。

⑥夜間景観

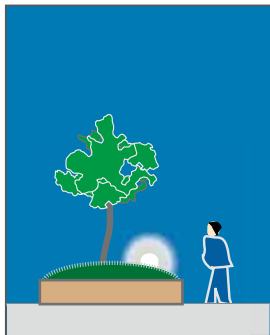
基準

- 建築物又は工作物の行為に伴う照明は、周辺への光の影響に配慮しつつ、効果的な夜間景観の演出を図る。
- 住宅地内や住宅地に近接する場所では、その落ち着いた環境や景観を損ねないよう、以下の点に配慮する。

◎周辺への光の影響に配慮しつつ、暖かみのある落ち着いた夜間景観を演出する



下向きに光が出る器具を用いることで路面に必要な明るさを確保する



外構の植栽と組み合わせる



店舗のショーウィンドウなどの灯り



ブラケット（壁付け灯）の灯り

【コラム 照明豆知識】

●住宅地での照明計画のポイント

住宅地にふさわしい暖かみのある落ち着いた夜間景観を創出するには、以下のようなポイントを参考に照明計画を立ててみましょう。

ポイント1 色温度の低い照明とする

3500K前後が落ち着いたまち並みの創出に適しています。

ポイント2 照明器具の設置位置を工夫する

低めのポールやフットライトを用いることで歩行時の誘導としての役割を持ちながら落ち着いた照明になります。

また、ブラケット照明で壁面を照らすことで演出効果が高まります。

ポイント3 光害を生じないよう配慮する

光が拡散する照明器具を避け、不要な光で周囲の住環境や自然環境に影響を及ぼさないようにすることが大切です。



色温度の低い暖かみのある照明を用いた集合住宅のエントランス

●店舗などの夜間景観の演出について

店舗などでは、ショーウィンドウからもれる灯りやライトアップなどにより、魅力的な夜間景観を演出することができます。



間接照明と店内の灯りによる品の良い夜間演出



ガラス面に水を流し、光の演出効果を高めている例



シャッターを内部に組み込み、閉店後もショーウィンドウを照らして見せている例

●色温度について

光はそれぞれに固有の色をもっており、南中する太陽と日が傾いた時とは太陽光の色も異なって見えます。これらの光の色を色温度（K＝ケルビン）で表します。一般的に色温度の低い黄色からオレンジ色の光の下では安らぎや落ち着きが得られ、色温度の高い白っぽい光の下では活動的になり緊張感を与えられます。このような色温度の特徴をうまく生かした照明計画が大切です。

⑦その他の設置物等の形態意匠

基準

□建築物又は工作物の行為に伴う駐車場、駐輪場、ゴミ集積所、自動販売機その他の設置物等の形態意匠は周囲から目立たない配置とする。やむを得ない場合は、建築物と同様の形態意匠の素材によって囲むか、周囲の緑化等により修景に努める。

◎無造作に露出させず、目立ちにくくする工夫とともに、見える部分をしっかりデザインする



駐車場周囲の植栽が通りにうるおいを与えている



小スペースを活かした路面の目地植栽によって空間が豊かなものに感じられる



機械式駐車場の修景例。歩行者空間側に緑化フェンスを取り付け緑で覆っている



屋上を緑化している駐輪場



ゴミ置き場の囲いをしっかりとデザインしている



自動販売機を木材を使って装飾することで周囲の景観と調和を図っている

⑧橋梁・高架道路

基準

□全体のバランスや、桁側面、配管等各部のデザインの工夫により、量感や圧迫感の軽減に努めるとともに、背景となる自然環境やまち並みに調和したものとする。
□橋の規模や立地特性に応じ、眺めの良い橋詰め、アルコープの整備等、魅力的な歩行者空間となるよう工夫する。

◎橋梁や高架道路は背景の自然環境やまち並みと調和したものとする



周辺の山並みと調和する石の素材感
(写真はふるさと秦野景観100選)



木材を用いて水辺の景観にうるおいを与えている人道橋や水辺の防護柵



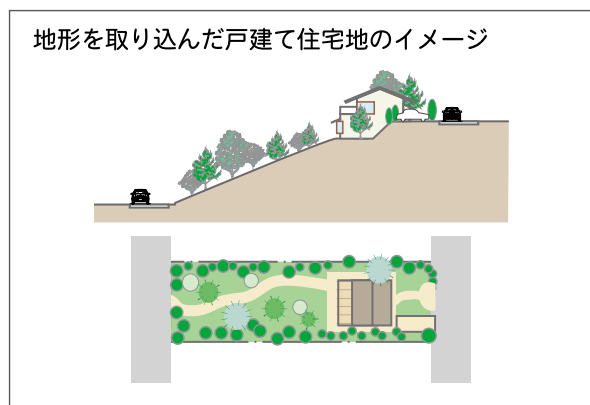
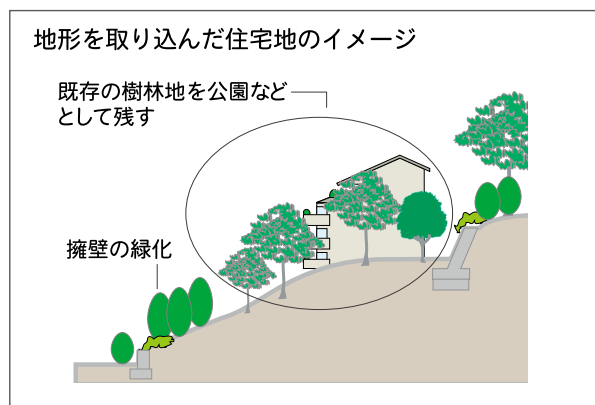
高木・低木・芝生の組み合わせによる季節感・立体感のある植栽が防音壁の無機質な印象を和らげている。
(写真はふるさと秦野景観100選)

⑨擁壁

基準

- 緑豊かな斜面地景観を大切にし、既存樹木の保全・活用または代替緑化に努める。
- 擁壁前面への植栽や緑化法面との組み合わせなど、緑によって無機質な表情を和らげるよう工夫する。
- 周辺から望見される擁壁については、自然石の使用や自然石調等の仕上げの工夫により、緑と調和した表情づくりに努める。

◎自然の地形や樹林等の環境を極力生かす



◎擁壁は極力植栽や自然素材によって人工的な印象を和らげる



斜面地を公園として残している戸建て住宅地



擁壁の間を植栽の空間としている



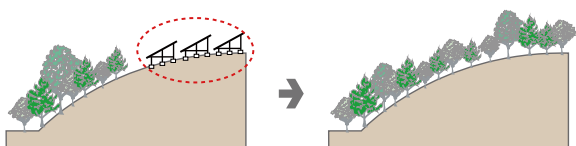
擁壁の足下を緑化している。

⑩太陽光発電設備

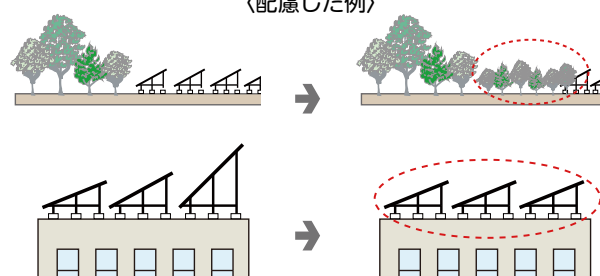
基準

- 尾根線上、丘陵地、山林への設置はできるだけ避け、立木を伐採する場合は最小限に留めるとともに、代替植栽に努める。
- 周辺の景観を乱さぬよう低明度かつ低彩度で目立たない色彩とし、低反射で文字の記載はできるだけ避ける。また、植栽やフェンス等で目立たないようにし、電線類の地中化に努める。
- 太陽光パネルの高さ、傾斜角度、用地境界からの後退、パネルを分割する等の工夫をし、定期的な維持管理に努める。

〈設置を避けた例〉



〈配慮した例〉



(2) その他の行為ごとの基準

①土地の区画形質の変更

基準

□開発行為を許可の対象とし、一定の水準を保つようにする。

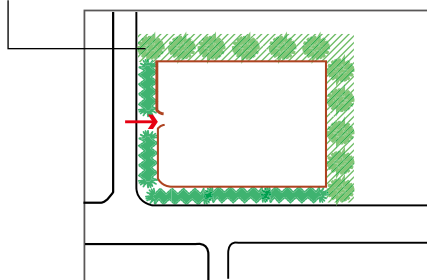
②屋外における物品の集積又は貯蔵

基準

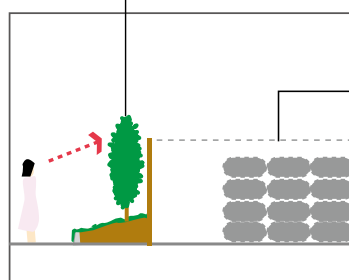
□屋外における物品の集積又は貯蔵は、周辺の景観を乱さぬよう極力見えにくい高さ・配置とし、積み上げ方等を整然とする。
□周辺から目立たないように生垣等により遮蔽に努める。

◎周辺から見えにくくし、周辺の環境に合わせた緑化を図る

隣接する敷地との境界部は、より豊かな植栽空間を設ける



緑化と組み合わせた囲い



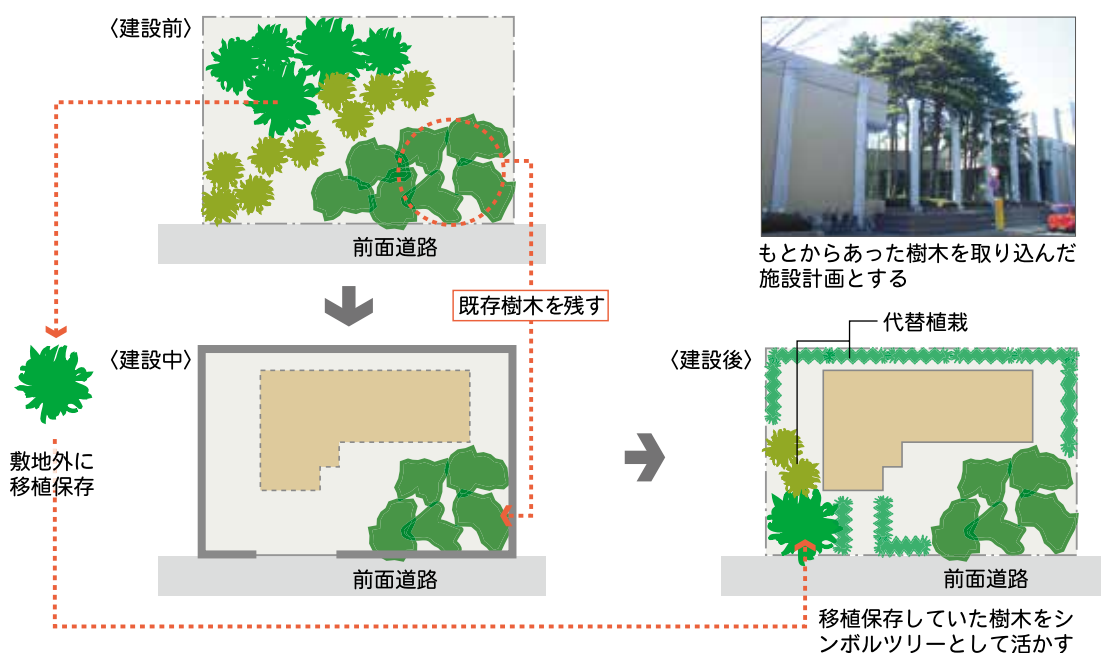
物品の積み上げはなるべく低くする
(見える部分については整然と積み上げる)

③木竹の伐採又は植栽

基準

□道路に面する部分の伐採を避け、やむを得ず伐採した場合は代替植栽に努める。
□木竹の植栽にあたっては、特に道路に面する部分の緑化を重視し、周辺の植生や周辺でよく用いられている樹種の活用等、地域性を考慮し、それぞれにふさわしいゆとり空間の創出と緑化を工夫する。

◎敷地の樹木を生かす工夫と、伐採した場合は植栽を施すことが基本



問い合わせ先 神奈川県秦野市桜町1-3-2
開発指導課開発調整担当
0463-83-5123（直通）

